官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（内閣府一〇四）　二
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学五）　三
〔省　令〕
○電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（総務一一五）　三
○大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学三〇）　三
〔法規的告示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学三）　三
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（こども家庭庁一〇）　三
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二十三条第一項のこども家庭庁長官が定める表示を定める件（同一一）　四
○地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（文部科学一四三）　四
○地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（同一四四）　四
○大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示（同一四五）　四
○大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（同一四六）　四
〔その他告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁九八）　四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一七）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務三七）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同三八）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和七年分）を公表する件（総務三九八）　四
○高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件（農林水産一九六九）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇八七）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二八〇～二八四）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二八五）　六
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二八六）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二八七）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委五一、同五二）　六
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委八二、同八三）　六
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委五〇、同五一）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一四

○内閣府令第百四号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和七年政令第四百四十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則

（法第二条第四項第一号ハの内閣府令で定める職員）

第一条　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第四項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十条第一項に規定する助手及び同条第二項に規定する技術職員

二　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の三（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラー

三　学校教育法施行規則第六十五条の六（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特別支援教育支援員

四　学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第百四条第一項、第百十三条第一項並びに第百三十五条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員

五　学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第六条第一項に規定する学校司書

六　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者

七　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

第二条　法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　学校教育法施行規則第百八十五条に規定する助手

二　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。）

（法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員）

第三条　法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第三条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

（法第二条第五項第二号の内閣府令で定める事業）

第四条　法第二条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一　独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を行う事業

二　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（十八歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）を行う事業

三　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等工科学校における自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を行う事業

（法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設）

第五条　法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　学校教育法第二十九条に規定する小学校その他の学校施設

二　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の社会教育施設

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設

四　前各号に掲げるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設

五　社会教育法第五条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であって、前各号に掲げる施設に類するもの

（法第四条第二項の内閣府令で定める事情）

第六条　法第四条第二項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　学級数の増加等を理由として緊急に増員する必要が生じたこと又は予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に教員等（法第二条第四項に規定する教員等をいう。以下同じ。）と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること。

二　前号に掲げる事情のほか、法第二条第三項に規定する学校設置者等、都道府県の教育委員会又は施設等運営者（法第十条第一項に規定する施設等運営者をいう。以下同じ。）がある場合の学校設置者等及び施設等運営者（以下この条及び次条並びに附則第五条において単に「学校設置者等」という。）の責めに帰することができない事由により、短期間に教員等と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その本来の業務に従事させる必要があること。

三　国又は地方公共団体における予算の成立の時期が、学校設置者等において教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日に近接する場合その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、他の事業者から当該学校設置者等への当該者の異動の決定等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

四　国又は地方公共団体における予算の成立の時期が、学校設置者等において教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日に近接する場合その他の学校設置者等の責めに帰することができない事由により、同一の事業者内における当該者の配置換えの決定等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

五　労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。第二十五条第五号において同じ。）及び請負契約その他の契約に基づき学校設置者等が教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について、学校設置者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等に遅れが生じ、当該契約の締結等が、教員等としてその本来の業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

六　新設合併（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に規定する学校法人の新設合併又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十四条の五若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。）、会社法第二条第三十号に規定する新設分割その他の事由により、現に行われている学校設置者等に係る事業を承継し、新たに学校設置者等となる者が、継続して当該事業を行うこととなること。

七　吸収合併（私立学校法に規定する学校法人の吸収合併又は社会福祉法第四十九条若しくは会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併をいう。第二十五条第七号において同じ。）、吸収分割（会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割をいう。第二十五条第七号において同じ。）、事業譲渡その他の事由により、別の学校設置者等が現に行っている学校設置者等に係る事業を承継し、継続して行う場合であって、当該承継する者の責めに帰することができない事由により、短期間で教員等をその本来の業務に従事させる必要があること。

八　学校設置者等に係る事業を新たに行う場合であって、当該事業に係る許認可等の遅れその他の当該学校設置者等の責めに帰することができない事由により、許認可等から実際に当該事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないこと。

九　学校設置者等が、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認（法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請（法第三十三条第二項に規定する交付申請をいう。以下同じ。）を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書（法第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書をいう。以下同じ。）の交付が受けられないこと。

十　前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

（令第三条の内閣府令で定める場合）

第七条　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和七年政令第四百四十号。以下「令」という。）第三条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等をその本来の業務に従事させていた学校設置者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

二　前条第六号から第十号までに掲げる事情がある場合

（法第五条第一項等の内閣府令で定める措置）

第八条　法第五条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十条第一項第二号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　児童等の日常的な観察

二　児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又は質問票の使用

三　前二号に掲げる措置を通じて児童対象性暴力等（法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するために事業者が講ずべき措置の具体的内容及び手順の策定並びにこれらの教員等、認定等（法第二十二条に規定する認定等をいう。以下同じ。）に係る教育保育等従事者（法第二条第六項に規定する教育保育等従事者をいう。以下同じ。）、児童等及び児童等の保護者に対する周知

（法第五条第二項等の内閣府令で定める措置）

第九条　法第五条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十条第一項第三号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　事業者における児童対象性暴力等に係る相談員の選任又は相談窓口の設置並びにこれらの児童等及び児童等の保護者に対する周知

二　児童対象性暴力等に係る外部の相談窓口の児童等及び児童等の保護者に対する周知

（法第七条第一項の調査の方法）

第十条　法第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

一　児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。

二　児童対象性暴力等を行った疑いがある教員等の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に実施すること。

三　事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等（関係機関並びに児童対象性暴力等の防止及び被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと学校設置者等（法第二条第三項に規定する学校設置者等をいう。附則第五条を除き、以下同じ。）（施設等運営者がある場合にあっては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。）が認める児童等をいう。次条において同じ。）の保護に関し知見を有する者その他の関係者をいう。）との適切な連携の下で行うこと。

（法第七条第二項の保護及び支援のための措置の目的及び方法）

第十一条　法第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の保護及び支援は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として行わなければならない。

２　法第七条第二項の保護及び支援は、次に定めるところにより行わなければならない。

一　被害児童等と当該児童対象性暴力等を行った学校設置者等が認める教員等との接触の回避その他の被害児童等の保護のための措置を講ずること。

二　事案の内容その他の事情に応じた支援機関等（児童対象性暴力等を受けた児童等を支援する機関等をいう。）の情報を被害児童等に提供すること。

三　被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

（法第十一条等の内閣府令で定める措置）

第十二条　法第十一条及び第二十条第一項第六号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める措置は、管理責任者を設置し、及び犯罪事実確認記録等（法第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）の管理に関する措置（以下「情報管理措置」という。）に係る規程（以下「情報管理規程」という。）を定め、これを遵守すること並びに民間教育保育等事業者（法第二条第五項に規定する民間教育保育等事業者をいう。以下同じ。）にあっては、その事業に従事する者を二人以上置くこととする。

２　情報管理規程には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基本的事項　次のイからホまでに掲げる事項

イ　犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。

ロ　犯罪事実確認書の内容の記録及び保存を極力避けるとともに、やむを得ず犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、漏えい等（次条第一号及び第二号に規定する漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。）のリスクに応じた情報管理措置を講ずること。

ハ　情報機器の種類、ネットワークの利用状況等に応じた情報管理措置を講ずること。

ニ　犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと。

ホ　組織の長が情報管理の重要性を理解し、組織的に点検及び改善を実施すること。

二　次に掲げる措置として内閣総理大臣が定めるもの

イ　組織的情報管理措置

ロ　人的情報管理措置

ハ　物理的情報管理措置

ニ　技術的情報管理措置

３　施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定（法第二十一条第一項に規定する共同認定をいう。以下同じ。）を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者（法第十九条第一項に規定する事業運営者をいう。以下同じ。）にあっては、情報管理規程に、前項に定める事項に加え、同項各号に掲げる事項に係るそれぞれの役割分担を記載しなければならない。

４　犯罪事実確認実施者等（法第十五条第一項に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。第十四条を除き、以下同じ。）は、当該情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において、初めて交付申請を行う前に、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して、情報管理規程を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合は、電子情報処理組織を使用しないで当該提出を行うことができる。

５　施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が前項の規定により情報管理規程の提出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

６　犯罪事実確認実施者等は、第四項の規定により提出した情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第二十四条第三項で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

一　犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由

三　変更後の情報管理規程の実施予定日

７　前項の届出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該届出をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

８　施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が第六項の規定により届出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

（法第十三条の報告が必要な事態）

第十三条　法第十三条（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事態とする。

一　犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。次号及び次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

二　犯罪事実確認記録等が法第十二条（法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態

三　特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者（法第二条第八項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）であることが確認された者について、法第六条（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する措置又は法第二十六条第七項に規定する防止措置を講ずるために当該者から取得した、特定性犯罪事実に関するより詳細な情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（第一号に掲げるものを除く。）

（法第十三条の報告の内容及び方法）

第十四条　法第十三条の規定による報告は、次項各号に掲げる事項のうち報告を行う時点で把握しているものについて行わなければならない。

2　犯罪事実確認実施者等（法第十一条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。以下この条において同じ。）又は認定事業者等（法第二十二条第一号に規定する認定事業者等をいう。以下同じ。）は、前項の報告に加え、前条各号に掲げる事態を知った日から起算して三十日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある当該犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等に対する行為による犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の漏えい等（前条各号に規定する漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、六十日以内）に、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一　概要

二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目

三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下この条において同じ。）の数

四　原因

五　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六　本人への対応の実施状況

七　公表の実施状況

八　再発防止のための措置

九　その他参考となる事項

3　前二項の報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該報告をしようとする犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該報告を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

4　法第三十五条第四項第二号の場合に係る犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る前条各号に掲げる事態（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する事態を除く。）が生じた場合にあっては、犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等は、本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5　犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等は、前項の規定による通知をする場合には、前条各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に掲げる事項を通知しなければならない。

（法第十五条第一項の帳簿の記載事項等）

第十五条　法第十五条第一項の帳簿に記載する事項は、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　前項の帳簿は、毎年度作成しなければならない。

3　第一項の帳簿は、作成した日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

（法第十五条第二項の定期報告）

第十六条　法第十五条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告を行う年の前年の五月一日から当該報告を行う年の四月三十日（以下この項において「基準日」という。）までの間（以下この項において「報告対象期間」という。）に法第四条（法第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による犯罪事実確認の対象とされた者（法第四条第三項の規定による犯罪事実確認を行っていない同条第一項の施行時現職者（以下「施行時現職者」という。）を含む。）の一覧

二　前号の者のそれぞれについて、次に掲げる事項

イ　基準日における離職の状況

ロ　基準日において離職していない場合にあっては、当該基準日において教員等としてその本来の業務に従事しているか否かの別

ハ　基準日において離職しておらず、教員等として従事している場合にあっては、当該基準日において従事する学校設置者等の区分（法第二条第三項各号に掲げる学校設置者等の別をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び従事する施設又は事業所の名称

ニ　基準日において離職しておらず、教員等として従事している施行時現職者であって、当該基準日において当該施行時現職者の犯罪事実確認が行われていないときは、その旨

ホ　教員等としてのその本来の業務の従事開始年月日（教員等としてその本来の業務への従事を開始していない場合にあっては、従事開始予定日）

ヘ　報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、当該犯罪事実確認が法第四条第一項若しくは第二項、第三項又は第四項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別

ト　犯罪事実確認の期限

チ　報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、交付された犯罪事実確認書の確認日（法第三十四条第二項に規定する確認日をいう。第二十九条において同じ。）及び受領日

リ　報告対象期間において、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させたか否かの別

ヌ　報告対象期間において、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた場合にあっては、第六条各号のいずれに該当したかの別及び法第四条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三　基準日における施設又は事業所ごとの第一号に掲げる者の数及び犯罪事実確認の実施件数（基準日において教員等としてその本来の業務に従事している者に係るものに限る。）
四　基準日における施設又は事業所ごとの第一号に掲げる者のうち、特定性犯罪事実該当者であって、教員等としてその本来の業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数
五　施設又は事業所ごとの、報告対象期間において法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者の数（第六条各号のいずれに該当したかの別及び第二号ヌの措置の内容の別ごとの数を含む。）
六　学校設置者等の区分ごとの情報管理措置の実施状況

2　前項の報告は、毎年、五月三十一日までにしなければならない。

3　犯罪事実確認実施者等は、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者があるときは、第六条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。

4　第一項の報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該報告をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用しないで当該報告を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

5　施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が第一項の規定により報告を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

（法第十七条の内閣府令で定める事項）

第十七条　法第十七条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　犯罪事実確認実施者等が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
二　犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地
三　違反があった施設又は事業所の名称及び所在地
四　違反があった学校設置者等の区分
五　犯罪事実確認実施者等が法第四条又は法第十条第一項の規定により読み替えて適用する法第四条のいずれの規定に違反しているかの別
六　違反の内容
七　違反に係る教員等の数

（法第十九条第三項の申請書の提出方法等）

第十八条　法第十九条第三項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申請書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請書の提出を行う場合であって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データベースを使用する方法により第四項第一号イ及び同項第五号に掲げる書類に係る事項をこども家庭庁の使用に係る電子計算機において確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3　法第十九条第三項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　認定を受けようとする民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業（法第二条第五項に規定する民間教育保育等事業をいう。以下同じ。）（事業運営者が管理する事業所において行われるものを除く。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの人数
二　法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における当該民間教育保育等事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス
三　フランチャイズチェーンの方式（特定の商標、商号その他の表示を使用させ、及び経営に関する指導等を行うこと並びにこれらの対価の支払い等を内容とする定型的な約款による契約に基づく事業の方式をいう。以下同じ。）により、当該民間教育保育等事業者と異なる事業者が第一号の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨

4　法第十九条第四項第五号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　当該民間教育保育等事業者が次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類
イ　法人（国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）を除く。）　定款及び登記事項証明書
ロ　人格のない社団又は財団　定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類
ハ　個人　住民票の写し
二　民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業（法第二条第五項第三号に規定する民間教育事業をいう。以下同じ。）に限る。）を行っていることを証する書類
三　情報管理規程
四　法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面
五　当該民間教育保育等事業者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の氏名、略歴等を示す書類

（認定等の基準）

第十九条　法第二十条第一項第一号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める体制は、次に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることとする。

一　犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理

二　教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項に係る事前の通知

三　交付を受けた犯罪事実確認書の確認

四　法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させる者がある場合における次に掲げる措置

イ　法第二十六条第二項の必要な措置等について、当該者に対し書面により説明すること。

ロ　第二十五条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること。

2　法第二十条第一項第四号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第二十条第一項第四号イに規定する防止措置（第三項第七号において同じ。）が次に掲げる要件に適合すること。

イ　法第二十条第一項第二号及び第三号に定める措置その他の方法により把握した情報について適切な事実確認等を行うものであること。

ロ　イの事実確認等の結果、犯罪事実確認の結果等に応じ、児童対象性暴力等を防止するために適切なものであること。

二　法第二十条第一項第四号ロ及びハに規定する措置が、第十条及び第十一条に定める事項を満たすものであること。この場合において、第十条各号列記以外の部分中「第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二十条第一項第四号ロ」と、同条第二号中「教員等」とあるのは「認定等に係る教育保育等従事者」と、同条第三号中「学校設置者等（法第二条第三項に規定する学校設置者等をいう。附則第五条を除き、以下同じ。）（施設等運営者がある場合にあっては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。）」とあるのは「認定事業者等」と、第十一条第一項中「第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「第二十条第一項第四号ハ」と、同条第二項各号列記以外の部分中「第七条第二項」とあるのは「第二十条第一項第四号ハ」と、同項第一号中「学校設置者等」とあるのは「認定等に係る教育保育等従事者」と読み替えるものとする。

三　共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者にあっては、法第二十条第一項第四号イからハまでに規定する措置に係るそれぞれの役割分担を定めていること。

3　法第二十条第一項第五号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）の内閣府令で定める研修は、次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行う研修とする。

一　教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。）

二　児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲

三　児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置

四　相談、報告等を踏まえた対応

五　被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと認定事業者等が認める児童等をいう。）の保護及び支援

六　犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応

七　防止措置に係る基礎的事項

八　厳格な情報管理の必要性

（共同認定の申請書の提出方法等）

第二十条　法第二十一条第三項において準用する法第十九条第三項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者又は事業運営者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申請書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

2　第十八条第二項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

3　共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者が第一項の申請書の提出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

4　法第二十一条第三項において準用する法第十九条第三項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれにおいて、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者が行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの人数

二　法人共通認証基盤の利用における当該民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの識別のために用いられる電子メールアドレス

三　フランチャイズチェーンの方式により、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者と異なる事業者が第一号の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨

5　法第二十一条第三項において準用する法第十九条第四項第五号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　当該民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれについて、次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類

イ　法人（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人を除く。）　定款及び登記事項証明書

ロ　人格のない社団又は財団　定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類

ハ　個人　住民票の写し

二　民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者又は事業運営者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業に限る。）を行っていることを証する書類
三　情報管理規程
四　当該民間教育保育等事業者及び事業運営者それぞれの法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面
五　当該民間教育保育等事業者又は事業運営者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の氏名、略歴等を示す書類
（法第二十二条第五号の内閣府令で定める事項）
第二十一条　法第二十二条第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　認定等の年月日
二　フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業（法第二十二条第二号に規定する認定等事業をいう。以下同じ。）と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨
（法第二十三条第一項の内閣府令で定めるもの）
第二十二条　法第二十三条第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。
一　認定等事業の用に供する物品
二　認定等事業の広告
三　認定等事業の取引等に関する書類又は通信
四　認定等事業を行う事業所
五　認定等事業に関し、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
六　認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書
（法第二十四条第一項の届出事項等）
第二十三条　法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。
一　認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分（法第二条第五項各号に掲げる事業の別をいう。以下同じ。）
三　変更事項及び変更の理由
四　変更年月日
2　前項の届出書には、その変更を証する法第十九条第四項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれかを添付して提出するものとする。
3　前二項の届出書及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。
4　共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が法第二十四条第一項の規定により届出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。
（法第二十四条第三項の届出事項等）
第二十四条　法第二十四条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。
一　認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分
三　変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由
四　変更後の児童対象性暴力等対処規程（法第二十条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程をいう。第二十九条において同じ。）又は情報管理規程の実施予定日
2　前条第三項及び第四項の規定は、法第二十四条第三項の届出について準用する。
3　法第二十四条第三項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの
二　法第二十条第一項第四号の規定により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係る変更以外の変更
三　情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの
四　（法第二十六条第二項の内閣府令で定める事情）
第二十五条　法第二十六条第二項の内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
一　予見することができない欠員が生じたことにより、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。
二　前号に掲げる事情のほか、認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に認定等に係る教育保育等従事者と新たに雇用契約その他の役務の提供に関する契約を締結し、その業務に従事させる必要があること。

三　認定事業者等の責めに帰することができない事由により、他の事業者から当該認定事業者等への異動の決定等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

四　認定事業者等の責めに帰することができない事由により、同一の事業者内における配置換えの決定等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

五　労働者派遣契約及び請負契約その他の契約に基づき認定事業者等が認定等に係る教育保育等従事者として従事させようとする者について、認定事業者等の責めに帰することができない事由により当該契約の締結等に遅れが生じ、当該契約の締結等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事することとなる者の従事する日の直前となること。

六　社会福祉法第五十四条の五に規定する新設合併その他の事由により、現に行われている認定等事業を承継し、新たに認定事業者等となる者が、継続して当該認定等事業を行うこととなること。

七　吸収合併、吸収分割、事業譲渡その他の事由により、別の認定事業者等が現に行っている認定等事業を承継し、継続して行う場合であって、当該承継する者の責めに帰することができない事由により、短期間で認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させる必要があること。

八　認定事業者等が、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させようとする者について当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該者に当該業務を行わせるまでに犯罪事実確認書の交付が受けられないこと。

九　前各号に掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

（令第五条の内閣府令で定める場合）

第二十六条　令第五条の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　前条第一号から第五号までのいずれかに掲げる事情があることにより、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者をその業務に従事させていた認定事業者等が、当該業務に従事させた日から三月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかった場合

二　前条第六号から第九号までに掲げる事情がある場合

（法第二十六条第四項の届出事項等）

第二十七条　法第二十六条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一　認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

三　全ての認定時現職者（法第二十六条第一項に規定する認定時現職者をいう。第二十九条及び第三十二条において同じ。）の犯罪事実確認が完了した年月日

2　第二十三条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（法第二十八条第一項の帳簿の記載事項）

第二十八条　法第二十八条第一項の帳簿に記載する事項は、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の帳簿について準用する。

（法第二十八条第二項の定期報告）

第二十九条　法第二十八条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　法第二十八条第二項の規定による前回の報告に係る基準日（次項に規定する期限日の属する月の前月の初日をいう。以下この項及び附則第二条において同じ。）（初回の報告である場合にあっては、認定等を受けた日）の翌日から今回の報告に係る基準日までの間（以下この項において「報告対象期間」という。）に法第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定による犯罪事実確認の対象とされた者（法第二十六条第三項の規定による犯罪事実確認を行っていない認定時現職者を含む。）の一覧

二　前号の者のそれぞれについて、次に掲げる事項

イ　基準日における離職の状況

ロ　基準日において離職していない場合にあっては、当該基準日において認定等に係る教育保育等従事者として従事しているか否かの別

ハ　基準日において離職しておらず、認定等に係る教育保育等従事者として従事している場合にあっては、当該基準日において従事する民間教育保育等事業の区分及び施設又は事業所の名称

ニ　基準日において離職しておらず、認定等に係る教育保育等従事者として従事している認定時現職者であって、当該基準日において当該認定時現職者の犯罪事実確認が行われていないときは、その旨

ホ　認定等に係る教育保育等従事者としてのその業務の従事開始年月日（認定等に係る教育保育等従事者としてその業務への従事を開始していない場合にあっては、従事開始予定日）

ヘ　報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、当該犯罪事実確認が法第二十六条第一項若しくは第二項、第三項又は第六項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別

ト　犯罪事実確認の期限

チ　報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、交付された犯罪事実確認書の確認日及び受領日

リ　報告対象期間において、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させたか否かの別

ヌ　報告対象期間において、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた場合にあっては、第二十五条各号のいずれに該当したかの別及び法第二十六条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三　基準日における認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの第一号に掲げる者の数及び犯罪事実確認の実施件数（基準日において認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事している者に係るものに限る。）

四　基準日における認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの第一号に掲げる者のうち、特定性犯罪事実該当者であって、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数

五　認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの、報告対象期間において法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた者の数（第二十五条各号のいずれに該当したかの別及び第二号ヌの措置の内容の別ごとの数を含む。）

六　民間教育保育等事業の区分ごと及び施設又は事業所ごとの、法第二十条第一項第二号、第三号及び第五号に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める法第二十条第一項第四号イからハまでに掲げる措置の実施状況

七　民間教育保育等事業の区分ごとの情報管理措置の実施状況

2　前項の報告は、毎年、期限日（認定等を受けた日から一年が経過する日の前日及びその後毎年同日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）をいう。）までにしなければならない。

3　認定事業者等は、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた者があるときは、第二十五条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。

4　第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の報告について準用する。

（法第三十一条第一項の届出）

第三十条　法第三十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる場合に行うものとする。

一　認定等に係る民間教育保育等事業を廃止することとした場合

二　認定事業者等が認定等について辞退する場合

三　認定事業者等が行う認定等に係る民間教育事業が法第二条第五項第三号の要件を満たさなくなる場合

2　前項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一　認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　廃止しようとする認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

三　廃止の理由

四　廃止しようとする年月日

3　第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の届出について準用する。

（交付申請の方法等）

第三十一条　交付申請は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と法第三十三条の規定に基づき当該交付申請をしようとする対象事業者（法第三十三条第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該交付申請をすることができると認められる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により対象事業者が電子情報処理組織を使用して交付申請を行う場合にあっては、当該対象事業者の担当者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該対象事業者の担当者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書（同法第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3　法第四条第三項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による犯罪事実確認に係る交付申請については、こども家庭庁支援局長が定めるところにより、同項の期間を分割して行うものとする。

（法第三十三条第三項第七号の内閣府令で定める事項）

第三十二条　法第三十三条第三項第七号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請従事者（法第三十三条第二項に規定する申請従事者をいう。以下同じ。）が次のいずれに該当するかの別

イ　法第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は法第二十六条第一項若しくは第二項の規定による犯罪事実確認に係る者

ロ　施行時現職者

ハ　認定時現職者

ニ　法第四条第四項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第二十六条第六項の規定による犯罪事実確認に係る者

二　申請従事者が法第四条第二項又は第二十六条第二項の規定による犯罪事実確認に係る者である場合にあっては、その旨、第六条各号又は第二十五条各号のいずれに該当するかの別及び法第四条第二項又は第二十六条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三　申請従事者（児童福祉事業又は認定等事業に係る者に限る。）が従事する施設又は事業所の名称及び所在地

四　申請従事者が既に教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事している場合にあっては、従事開始年月日
五　申請従事者が法第九条第一項に規定する県費負担教職員である場合にあっては、その旨
六　法人共通認証基盤の利用における対象事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス
七　交付申請が電子情報処理組織を使用しないで行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名

（法第三十三条第五項の申請従事者による書面等の提出）

第三十三条　法第三十三条第五項の書面及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする申請従事者（第三項の規定により当該書面の提出を対象事業者を経由して行うとき及び法第三十三条第七項の規定により当該書類の提出を対象事業者を経由して行うときにあっては、当該対象事業者）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により申請従事者又は対象事業者が電子情報処理組織を使用して書面又は書類の提出を行う場合にあっては、当該申請従事者又は対象事業者の担当者の利用者証明用電子証明書を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該申請従事者又は対象事業者の担当者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3　申請従事者が法第三十三条第五項の規定による申請対象者情報を記載した書面の提出を対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。

4　法第三十三条第五項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）
二　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更の年月日を含み、法第三十三条第五項第一号イに規定する書類に記載され、又は記録されたものに限る。）
三　出生の年月日
四　本籍（変更があった者にあっては、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）
五　戸籍に入った原因及び年月日
六　実父母の氏名及び実父母との続柄

5　法第三十三条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　在留カード、住民票又は旅券等の写し
二　氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があった者にあっては、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類
三　氏名、国籍、性別又は生年月日の変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類
四　出入国に係る履歴、法第三十三条第五項の規定により提出する氏名（変更前の全ての氏名を含む。）を片仮名及びローマ字で表記したもの並びに二以上の国籍を有するか否かを記載した書類
五　前号に規定する書類を提出したことがある者であって、直近に行った交付申請から同号に規定する書類の内容に変更がないものにあっては、その旨を証し、又は誓約する書類

6　申請従事者は、戸籍法第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第三十三条第五項の規定による同項第一号に掲げる書類の提出を行うものとする。ただし、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を取得することができない場合には、この限りでない。

7　法第三十三条第六項の内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　申請従事者が日本の国籍を有する場合　最新の内容が記載された法第三十三条第五項第一号イに掲げる書類
二　申請従事者が日本の国籍を有しない場合　次に掲げる書類

イ　直近に行った交付申請から三月以上経過している場合には、最新の内容が記載された第五項第一号に掲げる書類
ロ　直近に行った交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更があった者にあっては、変更後の内容が記載された当該書類
ハ　直近に行った交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類

（犯罪事実確認書の様式）

第三十四条　法第三十五条第六項の犯罪事実確認書の様式は、様式第一号による。

（訂正請求に係る通知の到達時期）

第三十五条　法第三十五条第五項の規定による通知は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と通知先の申請従事者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う場合にあっては、当該電子情報処理組織に申請従事者が閲覧することができる状態で記録された時に当該申請従事者に到達したものとみなす。

（犯罪事実確認書管理簿の様式等）

第三十六条　法第三十六条第二項の犯罪事実確認書管理簿の様式は、様式第二号による。

2　犯罪事実確認書管理簿の作成は、必要な事項を電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と必要な事項を記録する事務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該作成をすることができると認められる場合は、この限りでない。

3　前項の規定による記録は電子情報処理組織を使用して、当該記録の事務を行う者に係る利用者証明用電子証明書を送信する方法により行うものとする。ただし、当該者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第三十七条　内閣総理大臣は、この府令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（帳簿に係る経過措置）

第二条　第十五条第二項の規定は、この府令の施行の日から令和十年三月三十一日までの間、第二十八条第二項において準用する第十五条第二項の規定は、認定事業者等が認定等を受けてから初回の基準日までの間、適用しない。

（報告に係る経過措置）

第三条　この府令の施行の日から令和十年五月三十一日までの間、第十六条第一項第一号中「報告を行う年の前年の五月一日」とあるのは「法の施行の日」と、同条第二項中「毎年、」とあるのは「令和十年」と読み替えるものとする。

（申請等に係る経過措置）

第四条　認定を受けようとする民間教育保育等事業者、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者又は対象事業者（以下この条において「事業者」という。）において、法人共通認証基盤を利用することが困難である場合には、当分の間、第十八条第三項第二号、第二十条第四項第二号及び第三十二条第六号の規定にかかわらず、当該事業者は、法人共通認証基盤の利用における事業者の識別のために用いられる電子メールアドレスの記載を要しないものとする。

（電子情報処理組織の使用に関する準備行為）

第五条　国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用するために必要な準備行為を行うことができる。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第六条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） **第五条の二**　都道府県知事は、法第十二条第七項の規定に基づき、児童相談所における児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 **第五十条の二**　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。	**第五条の二**　削除

［略］

第四条第二項 第五条	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内

［同上］

第四条第二項 第五条	都道府県内	指定都市内及び児童相談所設置市内

第五条の二	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長	［項を加える。］
	当該都道府県	当該指定都市及び児童相談所設置市	［同上］
［略］			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一・二　略］ 三　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九条の四、第九条の五、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一項（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準 四　［略］ ［2・3　略］ （児童対象性暴力等の防止） **第九条の五**　児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一・二　同上］ 三　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一項（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準 四　［同上］ ［2・3　同上］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～九　略］ 十　法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十六条（第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準 ［十一・十二　略］ （児童対象性暴力等の防止） **第四十六条**　指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （準用） **第五十四条の九**　第四条、第七条及び第四節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～九　同上］ 十　法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十七条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準 ［十一・十二　同上］ **第四十六条**　削除 （準用） **第五十四条の九**　第四条、第七条及び第四節（第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第七十一条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第三十七条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十条」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十一条の二　第七条、第八条、第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第六十五条及び第七十条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第七十一条の十四　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十一条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十九条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項を除く。）、第二十六条の三、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十一条、第四十三条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第七十一条の十一から第七十一条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第

（準用）

第七十一条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第七十一条において準用する第三十七条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十条」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十条第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十一条の二　第七条、第八条、第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条の四まで、第六十五条及び第七十条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第七十一条の十四　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第六項及び第七項を除く。）、第二十六条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十九条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項を除く。）、第二十六条の三、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十条の三第一項、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第七十一条の十一から第七十一条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第

七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） **第四十三条**　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	**第四十三条**　削除
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） **第十三条**　家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二	**第十三条**　削除

条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一条　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　［略］ 二　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条、第八条、第十二条から第十三条の二まで、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準 三　［略］ ［２・３　略］ （児童対象性暴力等の防止） **第十三条の二**　乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　［同上］ 二　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準 三　［同上］ ［２・３　同上］ ［条を加える。］

様式第１号

（表　面）

様式第１号（第 34 条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和　年　月　日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第 35 条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

１．申請番号

２．確認日

３．特定性犯罪事実該当者の該当性
上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

以上

※　裏面の注意をよく読んでください。

（裏　面）

注　意

１．　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第 14 条、第 27 条第１項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第 11 条、第 20 条第１項第６号）。

２．　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第６条の措置及び法第 20 条第１項第４号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第 12 条、第 26 条第７項、第 27 条第２項）。
（１）　都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
（２）　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
（３）　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
（４）　法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合

３．　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第 13 条、第 27 条第２項）。
（１）　犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
（２）　犯罪事実確認記録等が法第 12 条（法第 27 条第２項において準用する場合を含む。）に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
（３）　特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（（１）に定めるものを除く。）

４．　犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第 38 条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第３号）。
（１）　犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日
（２）　犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
（３）　犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
（４）　学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日

５．　犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、２年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 43 条）。

６．　犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第 15 条第１項、第 28 条第１項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第１号）。

（表　面）

様式第１号（第 34 条関係）

文　書　番　号
年　　月　　日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和　年　月　日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第 35 条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

１．申請番号

２．確認日

３．特定性犯罪事実該当者の該当性

（１）上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。

（２）特定性犯罪事実該当者の区分

（３）特定性犯罪の裁判が確定した日

以上

※　裏面の注意をよく読んでください。

（裏　面）

注　意

１．　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第 14 条、第 27 条第１項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第 11 条、第 20 条第１項第６号）。

２．　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第６条の措置及び法第 20 条第１項第４号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第 12 条、第 26 条第７項、第 27 条第２項）。

（１）　都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合

（２）　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合

（３）　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合

（４）　法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収、立入検査等に応じる場合

３．　犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第 13 条、第 27 条第２項）。

（１）　犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態

（２）　犯罪事実確認記録等が法第 12 条（法第 27 条第２項において準用する場合を含む。）に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態

（３）　特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（（１）に定めるものを除く。）

４．　犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第 38 条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第３号）。

（１）　犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日

（２）　犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日

（３）　犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）

（４）　学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日

５．　犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法第 39 条）。これに違反したときは、１年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 45 条第２項）。また、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、２年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 43 条）。

６．　犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第 15 条第１項、第 28 条第１項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第１号）。

様式第二号

（表　面）

様式第２号（第36条関係）

犯罪事実確認書管理簿

申請番号					
申請従事者情報					
氏名（変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む。）	振り仮名		生年月日		性別
	氏名		住所又は居所		
	振り仮名（変更前）		本籍又は国籍等（変更前の全ての本籍又は国籍等及び変更年月日を含む。）	（変更前）	
	氏名（変更前）				
	変更年月日			変更年月日	
	振り仮名（変更前）			（変更前）	
	氏名（変更前）				
	変更年月日			変更年月日	
勤務する学校等又は従事する施設・事業所の名称			勤務する学校等又は従事する施設・事業所の所在地		
従事する事業の概要			業務内容		
申請区分			県費負担教職員		従事予定日又は従事開始年月日
法第４条第２項又は法第26条第２項の該当の有無			第６条各号又は第25条各号のいずれに該当するかの別		
法第４条第２項又は法第26条第２項の必要な措置の内容					

※　申請区分には第32条第１号イからニまでのいずれに該当するかの別を記載する。

（裏　面）

事業者情報					
氏名又は名称		（法人の場合）代表者氏名		GビズID	
住所又は所在地					
（共同申請の場合）犯罪事実確認書の交付を受ける者		犯罪事実確認書の送付を受ける名宛人の氏名			
法務大臣通知事項					
確認日		本人特定情報の合致の有無		裁判確定日	
罪名		法令の適用			
裁判の主文の内容					
拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、取り消された旨		刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日			
訂正請求情報					
法務大臣訂正通知事項					
訂正の有無		訂正内容			
訂正しない理由					
犯罪事実確認書事項					
交付日		特定性犯罪事実該当者の該当の有無		特定性犯罪事実該当者の区分	

※　法務大臣通知事項、訂正請求情報及び犯罪事実確認書事項については、当該事項が記載された書類を添付することでこれに代えることができる。

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第五号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一・二　略］ 三　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の二、第三条の三、第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準 四　［略］ ［2・3　略］ （児童対象性暴力等の防止） **第三条の三**　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（趣旨） **第一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一・二　同上］ 三　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条の二、第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第十一条（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二及び第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準 四　［同上］ ［2・3　同上］ ［条を加える。］

附　則

この命令は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。

省　令

○総務省令第百十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条の規定に基づき、電気通信事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

固定資産

科目	備考
1　電気通信事業固定資産	［略］
(1)　有形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が有形固定資産に属するもの（建設仮勘定を除く。）に限る。）
［略］	［略］
(2)　無形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が無形固定資産に属するもの（のれんを除く。）に限る。）
［略］	［略］
2　（何）業固定資産	
［略］	［略］
3　投資その他の資産	
［略］	［略］
繰延税金資産	
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が投資その他の資産に属するその他の投資及びその他の資産であるものに限る。）
［略］	［略］

改正前

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

固定資産

科目	備考
1　電気通信事業固定資産	［同左］
(1)　有形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
(2)　無形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
2　（何）業固定資産	
［同左］	［同左］
3　投資その他の資産	
［同左］	［同左］
繰延税金資産	
［同左］	［同左］

流　動　資　産

科　目	備　考
［略］	［略］
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］

繰　延　資　産

［略］

負　債

固　定　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、流動負債に属するもの以外のもの
［略］	［略］

流　動　資　産

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］

繰　延　資　産

［同左］

負　債

固　定　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
［同左］	［同左］

流　動　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未納付額
［略］	［略］

純　資　産

［略］

費　用

［略］

営　業　外　費　用

科　目	備　考
支払利息 リース負債に係る利息費用	借入金に係る利息
［略］	［略］

［略］

法人税、住民税及び事業税

科　目	備　考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
［略］	［略］

収　益

［略］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

資　産

流　動　資　産

科　目	備　考
［略］	［略］

流　動　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
［同左］	［同左］

純　資　産

［同左］

費　用

［同左］

営　業　外　費　用

科　目	備　考
支払利息	借入金に係る利息
［同左］	［同左］

［同左］

法人税、住民税及び事業税

科　目	備　考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税及び事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
［同左］	［同左］

収　益

［同左］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

資　産

流　動　資　産

科　目	備　考
［同左］	［同左］

リース債権	所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］

固　　定　　資　　産

科　　目	備　　考
１　ドメイン名関連事業固定資産	［略］
⑴　有形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が有形固定資産に属するもの（建設仮勘定を除く。）に限る。）
［略］	［略］
⑵　無形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が無形固定資産に属するもの（のれんを除く。）に限る。）
［略］	［略］
２　（何）業固定資産	
［略］	［略］

リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］

固　　定　　資　　産

科　　目	備　　考
１　ドメイン名関連事業固定資産	［同左］
⑴　有形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
⑵　無形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
２　（何）業固定資産	
［同左］	［同左］

3　投資その他の資産	
［略］	［略］
繰延税金資産 使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が投資その他の資産に属するその他の投資及びその他の資産であるものに限る。）
［略］	［略］

繰　延　資　産

［略］

負　債

流　動　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未納付額
［略］	［略］

固　定　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、流動負債に属するもの以外のもの
［略］	［略］

純　資　産

［略］

費　用

［略］

営　業　外　費　用

科　目	備　考
支払利息 リース負債に係る利息費用	借入金に係る利息
［略］	［略］

［略］

3　投資その他の資産	
［同左］	［同左］
繰延税金資産	
［同左］	［同左］

繰　延　資　産

［同左］

負　債

流　動　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
［同左］	［同左］

固　定　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
［同左］	［同左］

純　資　産

［同左］

費　用

［同左］

営　業　外　費　用

科　目	備　考
支払利息	借入金に係る利息
［同左］	［同左］

［同左］

法人税、住民税及び事業税

科　　目	備　　考
法人税、住民税及び事業税 ［略］	法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。） ［略］

収　　益

［略］

別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

様式第１

貸　借　対　照　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

（単位　円）

資産の部
Ⅰ　固定資産
　A　電気通信事業固定資産
　　⑴　有形固定資産
　　［１～15　略］
　　16　使用権資産　×××
　　［略］
　　［17　略］
　　有形固定資産　×××
　　⑵　無形固定資産
　　［１～７　略］
　　８　使用権資産　×××
　　［９　略］
　　無形固定資産　×××
　　電気通信事業固定資産合計　×××
　B　（何）業固定資産
　　［略］
　C　投資その他の資産
　　［１～11　略］
　　12　使用権資産　×××
　　13　その他の投資及びその他の資産　×××
　　［略］
　　投資その他の資産合計　×××
　固定資産合計　×××

法人税、住民税及び事業税

科　　目	備　　考
法人税、住民税及び事業税 ［同左］	法人税、地方法人税、住民税及び事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。） ［同左］

収　　益

［同左］

別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

様式第１

貸　借　対　照　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

（単位　円）

資産の部
Ⅰ　固定資産
　A　電気通信事業固定資産
　　⑴　有形固定資産
　　［１～15　同左］
　　16　リース資産　×××
　　［同左］
　　［17　同左］
　　有形固定資産　×××
　　⑵　無形固定資産
　　［１～７　同左］
　　８　リース資産　×××
　　［９　同左］
　　無形固定資産　×××
　　電気通信事業固定資産合計　×××
　B　（何）業固定資産
　　［同左］
　C　投資その他の資産
　　［１～11　同左］
　　12　その他の投資及びその他の資産　×××
　　［同左］
　　投資その他の資産合計　×××
　固定資産合計　×××

Ⅱ　流動資産
［略］
Ⅲ　繰延資産
［略］
負債の部
Ⅰ　固定負債
［1～3　略］
4　リース負債　×××
［5～9　略］
固定負債合計　×××
Ⅱ　流動負債
［1～5　略］
6　リース負債　×××
［7～16　略］
流動負債合計　×××
負債合計　×××
純資産の部
［Ⅰ～Ⅳ　略］
（記載上の注意）
［1～8　略］
9　有形固定資産に分類される使用権資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
10　無形固定資産に分類される使用権資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
［11～18　略］
様式第２

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　略］
Ⅳ　営業外費用
［1　略］
2　リース負債に係る利息費用　×××
3　社債利息　×××
4　社債発行費等償却　×××
5　株式交付費償却　×××
6　創立費償却　×××

Ⅱ　流動資産
［同左］
Ⅲ　繰延資産
［同左］
負債の部
Ⅰ　固定負債
［1～3　同左］
4　リース債務　×××
［5～9　同左］
固定負債合計　×××
Ⅱ　流動負債
［1～5　同左］
6　リース債務　×××
［7～16　同左］
流動負債合計　×××
負債合計　×××
純資産の部
［Ⅰ～Ⅳ　同左］
（記載上の注意）
［1～8　同左］
9　有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
10　無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
［11～18　同左］
様式第２

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　同左］
Ⅳ　営業外費用
［1　同左］
2　社債利息　×××
3　社債発行費等償却　×××
4　株式交付費償却　×××
5　創立費償却　×××
6　開業費償却　×××

7	開業費償却	×××	
8	開発費償却	×××	
9	有価証券売却損	×××	
10	有価証券評価損	×××	
11	雑支出	×××	×××

［略］

［(記載上の注意)　略］

［様式第３　略］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［１～11　略］

12　リースに関する注記

［13～22　略］

(記載上の注意)

［１～13　略］

14　リースに関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第440条第４項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。

ア　借手である場合　次に掲げる事項

㋐　会計方針に関する情報

㋑　リース特有の取引に関する情報

㋒　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

イ　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合　次に掲げる事項

㋐　リース特有の取引に関する情報

㋑　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

⑵　ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合にあつてはリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この⑵において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。

ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

7	開発費償却	×××	
8	有価証券売却損	×××	
9	有価証券評価損	×××	
10	雑支出	×××	×××

［同左］

［(記載上の注意)　同左］

［様式第３　同左］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［１～11　同左］

12　リースにより使用する固定資産に関する注記

［13～22　同左］

(記載上の注意)

［１～13　同左］

14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。

ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件の電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

⑶　リースにより使用する電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。

［⑴　略］

⑵　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

⑶　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この16において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、⑴に掲げるものとする。

［⑴・⑵　略］

［17～25　略］

［様式第５～８　略］

様式第９

借　入　金　等　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［略］				
リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
１年以内に期限到来のリース負債		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
［略］				

15　［同左］

［⑴　同左］

⑵　金融商品の時価等に関する事項

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

［⑴・⑵　同左］

［17～25　同左］

［様式第５～８　同左］

様式第９

借　入　金　等　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［同左］				
リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
１年以内に期限到来のリース債務		期首残高	期末残高	摘　要
	計			
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金（１年以内に期限到来の長期借入金を除く。）、リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来のリース負債及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については、注記することを要しない。なお、リース負債について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。

８　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。

９　長期借入金、リース負債及びその他有利子負債（１年以内に期限到来のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。

10　「長期借入金」、「短期借入金」、「リース負債」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

11　当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース負債及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。

［12　略］

［様式第10～18　略］

別表第二の二（第５条、第６条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

様式第１

貸　借　対　照　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

（単位　円）

資産の部

Ⅰ　流動資産

［略］

Ⅱ　固定資産

Ａ　ドメイン名関連事業固定資産

⑴　有形固定資産

［１～６　略］

７　使用権資産　×××

［略］

［８・９　略］

有形固定資産合計　×××

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金（１年以内に期限到来の長期借入金を除く。）、リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来のリース債務及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については、注記することを要しない。なお、リース債務について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。

８　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。

９　長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（１年以内に期限到来のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。

10　「長期借入金」、「短期借入金」、「リース債務」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

11　当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース債務及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。

［12　同左］

［様式第10～18　同左］

別表第二の二（第５条、第６条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

様式第１

貸　借　対　照　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

（単位　円）

資産の部

Ⅰ　流動資産

［同左］

Ⅱ　固定資産

Ａ　ドメイン名関連事業固定資産

⑴　有形固定資産

［１～６　同左］

７　リース資産　×××

［同左］

［８・９　同左］

有形固定資産合計　×××

⑵　無形固定資産		
［１～７　略］		
８　使用権資産	×××	
［９　略］		
無形固定資産合計	×××	
電気通信事業固定資産合計	×××	
B　（何）業固定資産		
［略］		
C　投資その他の資産		
［１～11　略］		
15　使用権資産	×××	
16　投資不動産	×××	
17　その他の投資及びその他の資産	×××	
［略］		
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計		×××
Ⅲ　繰延資産		
［略］		
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
［１～３　略］		
４　リース負債	×××	
［５～16　略］		
流動負債合計		×××
Ⅱ　固定負債		
［１～４　略］		
５　リース負債	×××	
［６～12　略］		
固定負債合計		×××
負債合計		×××
純資産の部		
［略］		
（記載上の注意）		
［１～８　略］		
７　有形固定資産に分類される使用権資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。		
８　無形固定資産に分類される使用権資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。		
［９～15　略］		

⑵　無形固定資産		
［１～７　同左］		
８　リース資産	×××	
［９　同左］		
無形固定資産合計	×××	
電気通信事業固定資産合計	×××	
B　（何）業固定資産		
［同左］		
C　投資その他の資産		
［１～11　同左］		
15　投資不動産	×××	
16　その他の投資及びその他の資産	×××	
［同左］		
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計		×××
Ⅲ　繰延資産		
［同左］		
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
［１～３　同左］		
４　リース債務	×××	
［５～16　同左］		
流動負債合計		×××
Ⅱ　固定負債		
［１～４　同左］		
５　リース債務	×××	
［６～12　同左］		
固定負債合計		×××
負債合計		×××
純資産の部		
［同左］		
（記載上の注意）		
［１～８　同左］		
７　有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。		
８　無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。		
［９～15　同左］		

様式第２

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　略］

Ⅳ　営業外費用

［1　略］

2　リース負債に係る利息費用		×××	
3　社債利息		×××	
4　社債発行費償却		×××	
5　売上割引		×××	
6　雑支出		×××	×××

［略］

［(記載上の注意)　略］

［様式第３　略］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［1～11　略］

12　リースに関する注記

［13～22　略］

(記載上の注意)

［1～13　略］

14　リースに関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第440条第４項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。

ア　借手である場合　次に掲げる事項

㈠　会計方針に関する情報

㈡　リース特有の取引に関する情報

㈢　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

様式第２

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　同左］

Ⅳ　営業外費用

［1　同左］

2　社債利息		×××	
3　社債発行費償却		×××	
4　売上割引		×××	
5　雑支出		×××	×××

［同左］

［(記載上の注意)　同左］

［様式第３　同左］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［1～11　同左］

12　リースにより使用する固定資産に関する注記

［13～22　同左］

(記載上の注意)

［1～13　同左］

14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。

ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

イ　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合　次に掲げる事項 ㈠　リース特有の取引に関する情報 ㈡　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 ⑵　ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合にあつてはリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この⑵において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。 ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額 イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 ⑶　リースにより使用するドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。	ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項 ⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定　する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。	15　［同左］
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項	⑵　金融商品の時価等に関する事項
⑶　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
16　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この16において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、⑴に掲げるものとする。	16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
［17～25　略］	［17～25　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の電気通信事業会計規則（以下「新電気通信事業会計規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより適用する。

一　新電気通信事業会計規則別表第一及び別表第一の二（流動負債（未払法人税等に係る部分に限る。）及び法人税、住民税及び事業税に係る部分に限る。）の規定　この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表から適用する。

二　新電気通信事業会計規則の規定（前号に掲げる規定を除く。）　令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、この号に掲げる規定を適用することができる。

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十四章　［略］	第一章～第十四章　［同上］
第十五章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十八条）	第十五章　雑則（第五十八条―第六十一条）
第十六章　雑則（第五十九条―第六十二条）	附則
附則	**第十八条**　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。
第十八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十九条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。	2・3　［同上］
2・3　［略］	**第四十一条**　［同上］
第四十一条　［略］	2～4　［同上］
2～4　［略］	5　第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。
5　第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十九条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。	

第十五章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

第五十八条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、他の大学、専門職大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二条第五項若しくは第六項、第三十七条、第三十七条の二、第四十二条の八又は別表第一イ(1)の備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2　地域高等教育機会確保特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十六章　雑則

第五十九条～第六十二条　［略］

［章を加える］

第十五章　雑則

第五十八条～第六十一条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十一章　［略］ 第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十七条） 第十三章　雑則（第七十八条・第七十九条） 附則	目次 第一章～第十一章　［同上］ 第十二章　雑則（第七十七条・第七十八条） 附則
第八条　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。 この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［略］	**第八条**　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。 この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ２・３　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例	［章を加える］
第七十七条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職大学が、他の大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第九条第一項、第十五条、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第三項若しくは第四項、第三十二条第一項、第四十六条、第四十七条又は別表第一のイの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。 ２　地域高等教育機会確保特例認定専門職大学（前項の規定により認定を受けた専門職大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。	**第十二章**　雑則 **第七十七条・第七十八条**　［同上］
第十三章　雑則 **第七十八条・第七十九条**　［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（短期大学設置基準の一部改正）

第三条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十二章　［略］ 第十三章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十一条） 第十四章　雑則（第五十二条・第五十三条） 附則	目次 第一章～第十二章　［同上］ 第十三章　雑則（第五十一条・第五十二条） 附則

第三条の二　［略］

２～４　［略］

５　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第九章から第十一章まで、第五十二条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第四条　［略］

２　前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十二条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

３・４　［略］

第十三章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例

第五十一条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあつたものその他短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五条第一項、第八条、第十四条、第十五条第二項、第十六条第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第十八条第二項若しくは第三項、第二十条の二第一項、第三十条、第三十一条又は別表第一イの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

２　地域高等教育機会確保特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十四章　雑則

第五十二条・第五十三条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第四条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十一章　［略］	第一章～第十一章　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第七十四条）	第十二章　雑則（第七十四条・第七十五条）
第十三章　雑則（第七十五条・第七十六条）	
附則	附則
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十五条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。	２　前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。
３・４　［略］	３・４　［同上］
第十二章　地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例	［章を加える］
第七十四条　この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の	

第三条の二　［同上］

２～４　［同上］

５　この省令において、この章、第四条、第二十二条、第三十一条、第三十二条、第九章から第十一章まで、第五十一条、別表第一及び別表第二を除き、「学科」には学科連係課程実施学科を含むものとする。

第四条　［同上］

２　前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第五十一条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。

３・４　［同上］

［章を加える］

第十三章　雑則

第五十一条・第五十二条　［同上］

状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるもののうち届出のあったものその他専門職短期大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職短期大学が、他の大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第六条第一項、第十二条、第二十一条、第二十二条第二項、第二十三条第四項（専門職短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十四条、第四十五条又は別表第一イの備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。	
2　地域高等教育機会確保特例認定専門職短期大学（前項の規定により認定を受けた専門職短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。	
第十三章　雑則	**第十二章　雑則**
第七十五条・第七十六条　［略］	**第七十四条・第七十五条**　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

法規的告示

○内閣府・文部科学省告示第三号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年十二月二十五日から適用する。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第八　管理運営等 ［一～九　略］ 十　認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この十において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	第八　管理運営等 ［一～九　同上］ ［加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第十号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号）第十二条第二項第二号の規定に基づき、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置を次のように定め、令和八年十二月二十五日から適用する。

令和七年十二月二十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置

1　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第百四号。以下「規則」という。）第十二条第二項第二号イの組織的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

一　情報管理措置（規則第十二条第一項に規定する情報管理措置をいう。以下同じ。）を講ずるための組織体制を整備すること。

二　犯罪事実確認記録等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）が適切に取り扱われるよう、情報管理規程（規則第十二条第一項に規定する情報管理規程をいう。）を遵守し、及び犯罪事実確認記録等を取り扱う者に遵守させるために必要な措置をとること。

三　犯罪事実確認書（法第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書をいう。第三項第三号において同じ。）の内容を記録し、又は保存する場合には、その運用状況を事後的に確認できるようにするため、犯罪事実確認記録等の取扱いに係る記録に記載する項目を整理し、当該項目に従って犯罪事実確認記録等の取扱いに係る記録を作成すること。

四　漏えい等（規則第十二条第二項第一号ロに規定する漏えい等をいう。以下同じ。）の事案の発生又はその兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。

五　犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握し、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むこと。

2　規則第十二条第二項ロの人的情報管理措置は、犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し、その適正な取扱いについての周知及び必要な研修を行うこととする。

3　規則第十二条第二項第二号ハの物理的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

一　犯罪事実確認記録等を取り扱うサーバー、コンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域について、それぞれ適切な管理を行うこと。

二　犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するために、適切な管理を行うこと。

三　犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等の持ち運びに当たって犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための方策を講ずること。

四　犯罪事実確認記録等の廃棄若しくは消去をし、又は犯罪事実確認記録等が記録された機器、電子媒体等の廃棄をする場合には、復元不可能な手段で行うこと。

4　規則第十二条第二項第二号ニの技術的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

一　犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいて、当該システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを識別し、当該識別した結果に基づき認証する機能を具備すること。

二　犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。

三　犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。

四　犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。

○こども家庭庁告示第十一号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項のこども家庭庁長官が定める表示を次のように定め、令和八年十二月二十五日から適用する。

令和七年十二月二十五日

こども家庭庁長官　渡辺由美子



注　色彩は、背景は空色、頭部（顔に相当する部分を除く。以下同じ。）及び胴体は黄赤色、くちばしは黄色、両目（両目の中にある円形の部分を除く。）は黒色、顔に相当する部分、両目の中にある円形の部分及び文字は白色とする。ただし、これらの色とすることが不適当である場合にあっては、背景及びくちばしを淡い灰色とし、頭部及び胴体を濃い灰色としてもよい。

○文部科学省告示第百四十三号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条　地域高等教育機会確保特例認定大学等（大学設置基準第五十八条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学、専門職大学設置基準第七十七条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定専門職大学、短期大学設置基準第五十一条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第七十四条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定専門職短期大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一　地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二　認定を受けようとする大学が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三　認定を受けようとする大学が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ　財政状況が健全でなくなったこと。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四　次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ　申請目的

ロ　地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等される資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）

ハ　地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情

ニ　地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定

ホ　他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容

ヘ　学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト　実施予定期間

五　前号の申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会（大学設置基準第五十八条第一項、専門職大学設置基準第七十七条第一項、短期大学設置基準第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準第七十四条第一項に規定する協議会をいう。）の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること。

（認定の申請）

第二条　認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条　文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2　文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により地域高等教育機会確保特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものに限る。第五条第一項において同じ。）を変更しようとするときも同様とする。

3　文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めたとき、次条第二項の規定による変更の届出があったとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2　前項の規定による公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

（申請計画書の内容変更）

第五条　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものを除く。）を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

（実施状況報告書等）

第六条　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

2　地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

2　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二　地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三　第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四　第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六　前条の規定による措置をとらなかったとき。

七　前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八　認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

3　文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

（認定期間に係る特例）

第十条　地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

2　前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百四十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件

1　大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一　協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するために必要な措置

二　前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3　前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

4　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5　前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百四十五号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第二号及び第五十七条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第二号及び第五十四条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条** 一　［略］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　［略］ ロ　二以上の大学の間の教育研究活動等に必要な事務（イに規定するものを除く。）の共同運営（第五条第二項において「事務の共同運営」という。） ハ・ニ　［略］ ホ　二以上の大学及び地方公共団体、産業界その他の地域の関係者と連携して行う地域振興の取組に関する事務（第五条第二項において「産学官連携推進事務」という。）	（定義） **第二条** 一　［同上］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ロ・ハ　［同上］ ［号の細分を加える。］
三～六　［略］	三～六　［同上］

（認定の基準）

第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、地方公共団体、民間事業者その他の設置者以外のものを含めることを妨げない。

二～十三　［略］

（公示）

第五条　［略］

２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（認定の基準）

第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外のものを含めることを妨げない。

二～十三　［同上］

（公示）

第五条　［同上］

２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百四十六号

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日　　文部科学大臣　松本　洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第一条　大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第六十二条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［略］	大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準の一部改正）

第二条　大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大学設置基準第五十九条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一～六　［略］	大学設置基準第五十八条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一～六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（専門職大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）

第三条　専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十八条及び第七十九条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。 **第十条**　専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十九条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十八条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四	専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十七条及び第七十八条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。 **第十条**　専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四

十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条　専門職大学設置基準第七十九条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十二条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第四条　短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［略］	短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。 （専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）	

第五条　専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十二条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第一項第三号、第二十九条第一項、第五十九条第一項、第六十条第二項、第七十四条及び第七十五条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定める。	専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十二条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第一項第三号、第二十九条第一項、第五十九条第一項、第六十条第二項、第七十五条及び第七十六条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定める。
第十条　専門職短期大学設置基準第七十五条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一条」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、「短期大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五条」と読み替えるものとする。	**第十条**　専門職短期大学設置基準第七十四条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一条」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、「短期大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五条」と読み替えるものとする。
第十一条　専門職短期大学設置基準第七十六条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第五十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。	**第十一条**　専門職短期大学設置基準第七十五条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第五十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第三十号）の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

その他告示

○金融庁告示第九十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

一
銀行代理業者名　領家　里子
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県益田市安富町千八百二十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

二
許可番号　北海道財務局長（銀代）第五十号
銀行代理業者名　高澤　一仁
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道夕張市滝ノ上十番地二十
許可年月日　平成二十四年二月二十四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月三十日

三
銀行代理業者名　山越嘉壽子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県上田市蒼久保千五百十五―十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月三十日

四
銀行代理業者名　福島　長幹
主たる営業所又は事務所の所在地　三重県亀山市関町沓掛八十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月一日

五
許可番号　近畿財務局長（銀代）第二十一号
銀行代理業者名　佐竹　啓子
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県五條市滝町五百八十番地
許可年月日　平成二十年九月二十四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月一日

六
許可番号　四国財務局長（銀代）第五十七号
銀行代理業者名　田中　祐一
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県高知市朝倉甲二百四十八番地十
許可年月日　平成二十四年二月二十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月一日

七
許可番号　福岡財務支局長（銀代）第三十五号
銀行代理業者名　谷合　留美
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県五島市富江町山下二百八十三―三
許可年月日　平成二十一年九月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月一日

八
銀行代理業者名　大重　孝一
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県都城市鷹尾五―八街区二十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月一日

九
銀行代理業者名　目黒　俊成
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県五泉市大蔵百四十―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月五日

十
銀行代理業者名　柳澤　秀全
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字尾沢二十一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月十日

十一
銀行代理業者名　大山　真紀
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県能代市字坊ケ崎百十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月十一日

十二
銀行代理業者名　藤巻　久子
主たる営業所又は事務所の所在地　山梨県甲斐市竜王千六百九十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月十二日

十三
許可番号　沖縄総合事務局長（銀代）第十五号
銀行代理業者名　國仲　紀行
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県宮古島市城辺砂川百九十番地
許可年月日　令和三年六月三十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月二日

十四
許可番号　関東財務局長（銀代）第四百二号
銀行代理業者名　小島　知佳
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県中魚沼郡津南町大字三箇乙百三十番地一
許可年月日　令和三年三月八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月二十八日

十五
許可番号　中国財務局長（銀代）第百三十九号
銀行代理業者名　林　智美
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県尾道市百島町百五十四番地一
許可年月日　平成二十五年十一月十三日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月三十日

十六
銀行代理業者名　樋口　京子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県須坂市大字小山千三百三十六―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年七月七日

十七
許可番号　北海道財務局長（銀代）第百二十二号
銀行代理業者名　荒井　英子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道江別市東光町十二番地の八
許可年月日　令和二年七月二十八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月一日

十八
許可番号　東北財務局長（銀代）第二百三十号
銀行代理業者名　野宮　清治
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県弘前市大字十腰内字野中三十三番地
許可年月日　平成二十八年六月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月一日

十九
銀行代理業者名　中畑　稲城
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県弘前市大字常盤野字湯の沢二十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月一日

二十
銀行代理業者名　飯波由紀子
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県大野郡白川村小白川四百七十二―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月一日

二十一
銀行代理業者名　田中惠美子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県上益城郡御船町大字木倉九百十五―五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月一日

二十二
銀行代理業者名　奥間　信義
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県大島郡知名町大字住吉二千五百五十―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月一日

二十三
許可番号　東北財務局長（銀代）第三十八号
銀行代理業者名　小林　良逸
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県陸前高田市矢作町字片地家一―一
許可年月日　平成二十一年一月十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月二十五日

二十四
許可番号　中国財務局長（銀代）第百九十九号
銀行代理業者名　株式会社保険ひろば
主たる営業所又は事務所の所在地　山口県周南市五月町一―三十八
許可年月日　平成二十九年十二月五日
所属銀行の商号　株式会社山口銀行
株式会社もみじ銀行
株式会社北九州銀行
失効年月日　令和七年八月二十九日

二十五
許可番号　東北財務局長（銀代）第三百二十四号
銀行代理業者名　及川　里子
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県花巻市東和町倉沢四区八十九番地
許可年月日　令和三年三月十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月三十日

二十六　銀行代理業者名　前田　康子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県加賀市大聖寺敷地ヌの一―六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年八月三十日
二十七　銀行代理業者名　岡本　千恵
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県境港市外江町千五百九十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月一日
二十八　銀行代理業者名　田上眞智子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県宇土市神馬町八百―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月一日
二十九　銀行代理業者名　馬場田　啓
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県えびの市大明司八百八十二―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月一日
三十　許可番号　福岡財務支局長（銀代）第四十七号
銀行代理業者名　浜田　隆雄
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県柳川市大和町皿垣開四百八十三―二
許可年月日　平成二十二年五月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月六日
三十一　許可番号　九州財務局長（銀代）第百九十号
銀行代理業者名　新小田　造
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県指宿市十二町二千七十六番地一
許可年月日　平成二十六年一月十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月十三日
三十二　許可番号　中国財務局長（銀代）第二百八十七号
銀行代理業者名　川西優芽乃
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県益田市大草町千八十五番地九
許可年月日　令和六年八月二十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月二十九日

三十三　銀行代理業者名　熊谷　長司
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱十三―九十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
三十四　銀行代理業者名　星　敏夫
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県南会津郡南会津町森戸百七十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
三十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第三百八十六号
銀行代理業者名　株式会社セブン・ペイメントサービス
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一―六―一
許可年月日　令和二年十月十二日
所属銀行の商号　株式会社セブン銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
三十六　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百六十七号
銀行代理業者名　ＬＩＮＥヤフー株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町一―三
許可年月日　令和五年九月二十五日
所属銀行の商号　ＰａｙＰａｙ銀行株式会社
失効年月日　令和七年九月三十日
三十七　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百三十八号
銀行代理業者名　Ｇｉｆｔ　Ｙｏｕｒ　Ｌｉｆｅ株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都中央区銀座三―十三―十九
許可年月日　令和四年九月一日
所属銀行の商号　ソニー銀行株式会社
失効年月日　令和七年九月三十日
三十八　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百五十二号
銀行代理業者名　太田　栄子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市大字赤沼千七百一番地六
許可年月日　平成二十六年六月九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日

三十九　銀行代理業者名　久保みどり
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県上田市秋和五百三十八―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十　銀行代理業者名　弓場　睦美
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県豊前市大字薬師寺七十―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十一　銀行代理業者名　楠原　博
主たる営業所又は事務所の所在地　佐賀県三養基郡みやき町大字白壁二千三百三十一―七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十二　銀行代理業者名　林田嘉代子
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県南島原市口之津町甲三千百四十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日
四十三　許可番号　九州財務局長（銀代）第二百七十一号
銀行代理業者名　高野　智恵
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県豊後大野市千歳町高畑四十六番地一
許可年月日　平成二十八年十二月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年九月三十日

○デジタル庁告示第十七号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十二月二十五日　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和七年度北海道旭川市福祉灯油購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度岩手県紫波町灯油高騰対策特別助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紫波町一般会計補正予算における、岩手県紫波町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和七年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度矢巾町一般会計補正予算における、岩手県矢巾町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和七年度秋田県能代市福祉灯油助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

一　令和七年度北海道旭川市福祉灯油購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和四十八年旭川市条例第三十七号）による受給資格の認定に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ⑵に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ⑶に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和七年度岩手県紫波町灯油高騰対策特別助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紫波町一般会計補正予算における、岩手県紫波町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四　令和七年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度矢巾町一般会計補正予算における、岩手県矢巾町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五　令和七年度秋田県能代市福祉灯油助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度秋田県能代市福祉灯油助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度能代市一般会計補正予算における、秋田県能代市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事　務	情　報
一　令和七年度北海道旭川市福祉灯油購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における、北海道旭川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和四十八年旭川市条例第三十七号）による受給資格の認定に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ⑵に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ⑴に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ⑶に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度北海道旭川市福祉灯油購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都

老年者の福祉に関する法律第三十七条の二第一項の規定による老人福祉施設の設置の届出があったので、同法第三十八条の二第二項の規定により公表する。

令和七年十二月二十五日

総務大臣　林　芳正

老人福祉施設の設置の届出の要旨（単位　円）

令和７年12月分

［**社会福祉法人**］

法第十七条の十第一項第一号

名称　社会福祉法人　福祉会

主たる事務所の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第二号

名称　○○老人ホーム

所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第三号

種類　養護老人ホーム

法第十七条の十第一項第四号

入所定員　五十人

法第十七条の十第一項第五号

建物の構造　鉄筋コンクリート造

法第十七条の十第一項第六号

建物の延べ面積　三千百平方メートル

法第十七条の十第一項第七号

開設の予定年月日　令和八年四月一日

法第十七条の十第一項第八号

経営の本拠　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第九号

経営の本拠の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第十号

経営の本拠の管理者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第十一号

経営の本拠の管理者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第十二号

施設の管理者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第十三号

施設の管理者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第十四号

施設の管理者の経歴　○○大学卒業

法第十七条の十第一項第十五号

施設の管理者の資格　社会福祉士

法第十七条の十第一項第十六号

施設の管理者の資格の取得年月日　令和五年四月一日

法第十七条の十第一項第十七号

施設の管理者の資格の取得の事由　社会福祉士試験合格

法第十七条の十第一項第十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年五月一日

法第十七条の十第一項第二十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の事由　社会福祉士試験合格

法第十七条の十第一項第二十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第二十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第二十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第二十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第二十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第二十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第二十七号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第二十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第二十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第三十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第三十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第三十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第三十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第三十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第三十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第三十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第三十七号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第三十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第三十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第四十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第四十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第四十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第四十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第四十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第四十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第四十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第四十七号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第四十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第四十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第五十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第五十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第五十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第五十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第五十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第五十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第五十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第五十七号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第五十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第五十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第六十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第六十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第六十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第六十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第六十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第六十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第六十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第六十七号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第六十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第六十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第七十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第七十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第七十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第七十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第七十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第七十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第七十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第七十七号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第七十八号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の番号　第○○○○号

法第十七条の十第一項第七十九号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の年月日　令和五年六月一日

法第十七条の十第一項第八十号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の事由　知事就任

法第十七条の十第一項第八十一号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の名称　○○県知事

法第十七条の十第一項第八十二号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の所在地　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第八十三号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の氏名　○○　○○

法第十七条の十第一項第八十四号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の住所　○○県○○市○○町一丁目二番三号

法第十七条の十第一項第八十五号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の経歴　○○県庁勤務

法第十七条の十第一項第八十六号

施設の管理者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表者の資格の取得の証明書の交付の機関の代表

公明党衆議院比例区九州第３総支部
報告年月日　7. 3.31（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　788,813
　前年繰越額　470,778
　本年収入額　318,035
2　支出総額　788,813
3　本年収入の内訳
　寄附　317,541
　政治団体分　317,541
　その他の収入　494
　一件十万円未満のもの　494
4　支出の内訳
　経常経費　308,423
　事務所費　308,423
　政治活動費　480,390
　〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　217,280
　組織活動費　245,110
　寄附・交付金　217,280
　その他の経費　18,000
5　寄附の内訳
　〔政治団体分〕
　吉田久美子を励ます会　300,000　筑紫野市
　年間五万円以下のもの　17,541

自由民主党奈良県衆議院比例区第一支部
報告年月日　7. 3.13（ 7. 3.11解散）
1　収入総額　576,567
　前年繰越額　575,524
　本年収入額　1,043
2　支出総額　576,567
3　本年収入の内訳
　その他の収入　1,043
　一件十万円未満のもの　1,043
4　支出の内訳
　経常経費　381,801
　事務所費　381,801
　政治活動費　194,766
　組織活動費　194,766

令和７年解散分
〔その他の政治団体〕

麻の実研究所
報告年月日　7. 3. 5（ 7. 2. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

明日の党
報告年月日　7. 2.12（ 7. 1.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

アシタノワダイ党
報告年月日　7. 2.13（ 7. 1.31解散）
1　収入総額　124,000
　本年収入額　124,000
2　支出総額　124,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(2人)　124,000
4　支出の内訳
　政治活動費　124,000
　その他の経費　124,000

池田黎明会
（関係書類が押収されているため、収支の内訳が記載できない旨、報告があった。）
報告年月日　7. 7.16（ 7. 7.16解散）
1　収入総額　不明
2　支出総額　不明

為公会
報告年月日　7. 2.28（ 7. 2.20解散）
1　収入総額　33,688,385
　前年繰越額　33,667,439
　本年収入額　20,946
2　支出総額　33,688,385
3　本年収入の内訳
　その他の収入　20,946
　一件十万円未満のもの　20,946
4　支出の内訳
　経常経費　550
　事務所費　550
　政治活動費　33,687,835
　寄附・交付金　33,687,835

一心会
報告年月日　7. 3.24（ 7. 3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大江戸政経会
報告年月日　7. 3.10（ 7. 2.28解散）
1　収入総額　40,000
　前年繰越額　40,000
2　支出総額　0

亀井静香後援会
報告年月日　7. 3.17（ 7. 2.20解散）
1　収入総額　717,444
　前年繰越額　212,415
　本年収入額　505,029
2　支出総額　456,706
3　本年収入の内訳
　借入金　500,000
　亀井　静香　500,000
　その他の収入　5,029
　一件十万円未満のもの　5,029
4　支出の内訳
　経常経費　287,126
　光熱水費　61,050
　備品・消耗品費　64,418
　事務所費　161,658
　政治活動費　169,580
　組織活動費　158,580
　調査研究費　11,000
5　資産等の内訳
　〔借入金〕
　㈱ジェイ・エス・エス　220,000,000
　亀井　静香　22,100,000

関西奥野会
報告年月日　7. 3.14（ 7. 3. 3解散）
1　収入総額　51,245
　前年繰越額　51,076
　本年収入額　169
2　支出総額　51,245
3　本年収入の内訳
　その他の収入　169
　一件十万円未満のもの　169
4　支出の内訳
　経常経費　51,245
　事務所費　51,245

木内たかたね後援会
報告年月日　7. 5.13（ 7. 4.28解散）
1　収入総額　80,182
　前年繰越額　80,182
2　支出総額　80,182
3　支出の内訳
　経常経費　80,182
　人件費　80,182
4　資産等の内訳
　〔借入金〕
　木内　孝胤　20,000,000

皇国同和会
報告年月日　7. 3.17（ 7. 3.17解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

公認会計士による赤間二郎後援会
報告年月日　7. 4.21（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

公認会計士による甘利明後援会
報告年月日　7. 4.21（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

公認会計士による三原じゅん子後援会
報告年月日　7. 4.21（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

公認会計士による義家弘介後援会
報告年月日　7. 4.21（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

参議院１００人党
報告年月日　7. 3.26（ 7. 3.26解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

志帥会
報告年月日　7. 6.19（ 7. 6.19解散）
1　収入総額　215,263,246
　前年繰越額　215,188,912
　本年収入額　74,334
2　支出総額　215,263,246
3　本年収入の内訳
　その他の収入　74,334
　一件十万円未満のもの　74,334
4　支出の内訳
　経常経費　880
　事務所費　880
　政治活動費　215,262,366
　組織活動費　725,097
　寄附・交付金　214,537,269

昭友会
報告年月日　7. 3.21（ 7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

重税から国民を守る党
報告年月日　7. 3.25（ 7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社亜細亜青年同盟（平成31年３月18日届出）
報告年月日　7. 1. 6（ 7. 1. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社皇心塾
報告年月日　7. 3.11（ 7. 3.11解散）
1　収入総額　80,000
　本年収入額　80,000
2　支出総額　80,000
3　本年収入の内訳
　寄附　80,000
　個人分　80,000
4　支出の内訳
　経常経費　80,000
　人件費　80,000
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　80,000

政治結社行動戦線壬生義塾
報告年月日　7. 1.14（ 7. 1.14解散）
1　収入総額　8,836
　前年繰越額　8,836
2　支出総額　0

政治結社至誠会
報告年月日　7. 4. 7（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　80,783
　前年繰越額　61,592
　本年収入額　19,191
2　支出総額　80,783
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(5人)　15,000
　寄附　4,191
　個人分　4,191
4　支出の内訳
　経常経費　54,833
　備品・消耗品費　54,833
　政治活動費　25,950
　組織活動費　25,950
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　4,191

政治結社新日本神風会
報告年月日　7. 2.25（ 7. 2.25解散）
1　収入総額　31,688
　本年収入額　31,688
2　支出総額　31,688
3　本年収入の内訳
　寄附　31,688
　個人分　31,688
4　支出の内訳
　政治活動費　31,688
　組織活動費　31,688
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　31,688

政治結社政栄同志社
報告年月日　7. 3.26（ 7. 3.21解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社誠那社
報告年月日　7. 2.10（ 7. 2. 9解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社大日本天政会本部
報告年月日　7. 3.21（ 7. 3.11解散）
1　収入総額　45,000
　本年収入額　45,000
2　支出総額　45,000
3　本年収入の内訳
　寄附　45,000
　個人分　45,000
4　支出の内訳
　経常経費　45,000
　備品・消耗品費　36,000
　事務所費　9,000
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　45,000

政治結社大日本憂志塾
報告年月日　7. 2. 6（ 7. 2. 6解散）
1　収入総額　3,457
　本年収入額　3,457
2　支出総額　3,457
3　本年収入の内訳
　寄附　3,457
　個人分　3,457
4　支出の内訳
　経常経費　3,457
　事務所費　3,457
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　3,457

政治結社伴東社左図
報告年月日　7. 4.15（ 7. 4.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治団体日の丸会総本部（平成５年10月29日届出）
報告年月日　7. 4.22（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
　〔借入金〕
　矢倉　哲雄　13,877,631
　金山　健一　2,000,000
　有山　圭一　5,000,000
　宍倉　七郎　3,000,000
　山根　高義　5,510,440
　足立　陽一　3,510,510
　稲田　房雄　1,500,000
　梶　正勝　9,998,164
　加茂　初石　4,065,000
　小林　正和　14,000,000
　石田　英爛　1,695,000

清和政策研究会
報告年月日　7. 6.25（ 7. 6.25解散）
1　収入総額　255,361,970
　前年繰越額　255,059,411
　本年収入額　302,559
2　支出総額　255,361,970
3　本年収入の内訳
　その他の収入　302,559
　労働保険料戻り　194,655
　預金利子　107,904
4　支出の内訳
　経常経費　1,092,358
　人件費　748,440
　備品・消耗品費　2,495
　事務所費　341,423
　政治活動費　254,269,612
　組織活動費　15,640,033
　寄附・交付金　238,629,579

全国たばこ耕作者政治連盟西日本支部
報告年月日　7. 4.16（ 7. 3.31解散）
1　収入総額　143,941
　前年繰越額　143,869
　本年収入額　72
2　支出総額　0
3　本年収入の内訳
　その他の収入　72
　一件十万円未満のもの　72

創世カウンシル
報告年月日　7. 4. 9（ 7. 4. 9解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

そのだ修光全国老施協後援会
報告年月日　7. 3.25（ 7. 3.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本英霊御心顕彰会
報告年月日　7. 3.21（ 7. 3.17解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本在宅介護連盟
報告年月日　7. 3. 6（ 7. 2.21解散）
1　収入総額　19,885
　前年繰越額　19,885
2　支出総額　0

日本第一党徳島県本部
報告年月日　7. 3.27（ 7. 3.27解散）
1　収入総額　126
　前年繰越額　126
2　支出総額　0

働くもののくらしを良くする会

報告年月日　７．３．10（７．２．28解散）

1　収入総額	65,199
前年繰越額	65,192
本年収入額	7
2　支出総額	65,199
3　本年収入の内訳	
その他の収入	7
一件十万円未満のもの	7
4　支出の内訳	
政治活動費	65,199
寄附・交付金	65,199

柳沢伯夫後援会

報告年月日　７．３．５（７．２．28解散）

1　収入総額	3,666
前年繰越額	3,666
2　支出総額	3,666
3　支出の内訳	
経常経費	3,666
備品・消耗品費	3,666
4　資産等の内訳	
〔借入金〕	
柳沢　伯夫	6,700,000

吉田久美子を励ます会

報告年月日　７．３．31（７．３．31解散）

1　収入総額	430,118
前年繰越額	429,958
本年収入額	160
2　支出総額	430,118
3　本年収入の内訳	
その他の収入	160
一件十万円未満のもの	160
4　支出の内訳	
経常経費	112,577
備品・消耗品費	137
事務所費	112,440
政治活動費	
寄附・交付金	317,541
	317,541

玲秋会

報告年月日　７．２．７（７．２．７解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

１２平和党

報告年月日　７．６．24（７．４．20解散）

1　収入総額	74,583,601
前年繰越額	2,354,401
本年収入額	72,229,200
2　支出総額	47,302,737
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(15人)	229,200
借入金	72,000,000
堀池　宏	72,000,000
4　支出の内訳	
経常経費	32,978,581
人件費	24,071,802
光熱水費	31,968
備品・消耗品費	721,389
事務所費	8,153,422
政治活動費	14,324,156
組織活動費	4,882,834
選挙関係費	30,000
機関紙誌の発行その他の事業費	9,379,839
機関紙誌の発行事業費	241,647
宣伝事業費	9,138,192
調査研究費	31,483
5　資産等の内訳	
〔借入金〕	
堀池　宏	104,010,000

○農林水産省告示第千九百六十九号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第二の三の項7の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域を次のように定め、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

家畜伝染病予防法施行規則別表第二の三の項7の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
北海道	苫小牧市	字植苗、字柏原及び字美沢
	千歳市	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、北栄、真町、青葉丘、日の出丘、平和、柏台南、柏台、新富、信濃、富士、北光、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、駒里、流通、祝梅、幸福、清流、根志越、中央、泉郷、北陽、あずさ、北信濃、勇舞、上長都、長都、泉沢、蘭越、美々、藤の沢、富丘、桂木、稲穂、幌加、協和、北斗、自由ヶ丘、桜木、若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、末広、花園、高台、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、長都駅前、新星、みどり台南並びにみどり台北一丁目、四丁目及び五丁目
	伊達市	北黄金町及び南稀府町
	白老町	大町、東町、日の出町、高砂町、本町、栄町、川沿、緑町、陣屋町、緑丘、末広町、若草町、字社台、字石山、字萩野、字北吉原、字竹浦、字森野及び字白老
	厚真町	新町、字宇隆、字美里、字豊川、字上野、字豊沢、字軽舞、字富野、字共栄、字共和、字上厚真、字厚和、字鯉沼、字豊丘、字鹿沼、字清住及び字浜厚真
	安平町	安平、早来北進、東早来、早来大町、早来栄町、早来北町、早来新栄、早来源武、遠浅、早来富岡、追分豊栄、追分弥生、追分若草、追分花園一丁目及び追分白樺
	むかわ町	福住、末広、青葉、大原、花園、松風、洋光、美幸、若草、大成、文京、駒場、晴海、二宮、春日、宮戸、汐見、豊城及び田浦
青森県	三沢市	庭構、淋代平、早稲田、戸崎及び高野沢
	横浜町	明神平、吹越及び雲雀平

岩手県	盛岡市	下田（字古河川原及び字生出の地域に限る。）、松内字松内、玉山馬場字前田及び好摩字好摩沢
	八幡平市	帷子（第八地割及び第十五地割の地域に限る。）、第十六地割及び第二十四地割の地域に限る。）、松尾寄木（第一地割、第五地割、第十三地割及び第二十一地割の地域に限る。）及び平笠（第一地割、第十六地割及び第二十四地割の地域に限る。）
	滝沢市	砂込及び大石渡
	岩手町	大字土川（第一地割及び第四地割の地域に限る。）
	軽米町	大字軽米（第十四地割及び第二十三地割の地域に限る。）、大字上舘（第二地割、第三地割、第五地割、第七地割、第八地割、第二十六地割及び第五十八地割の地域に限る。）及び大字円子（第二地割一、第四地割字下村、第八地割及び第九地割の地域に限る。）
	九戸村	大字長興寺（第五地割及び第十五地割の地域に限る。）、大字雪屋（第二地割、第三地割一から四十八まで及び第四地割の地域に限る。）、大字山屋（第三地割の地域に限る。）、大字戸田（第六地割、第十五地割、第十六地割、第十九地割及び第二十一地割の地域に限る。）、大字山根（第一地割及び第八地割から第十地割までの地域に限る。）、大字伊保内（第十四地割及び第十八地割の地域に限る。）及び大字荒谷（第二地割、第四地割、第五地割、第七地割及び第九地割の地域に限る。）
	洋野町	帯島（第一地割、第七地割、第八地割及び字弥栄の地域に限る。）、大野（第十七地割、第二十三地割、第二十四地割及び第五十七地割の地域に限る。）、水沢（第八地割の地域に限る。）及び種市（第七十三地割の地域に限る。）、阿子木（第十二地割の地域に限る。）
	一戸町	奥中山字西田子、小繋字小繋、小友字上小友及び女鹿字新田
福島県	相馬市	玉野及び東玉野
	伊達市	霊山町石田（字宝司沢、字中沢、字小市郎、字板橋、字地蔵前、字葛窪、字五束刈、字戸草、字上戸草、字彦四郎、字八木平及び字彦平の地域に限る。）
茨城県	水戸市	愛宕町、下国井町、加倉井町、河和田、河和田町、開江町、小原町、松が丘、上国井町、上水戸、新原、杉崎町、岩根町、牛伏町、金谷町、見和、袴塚、黒磯町、三湯町、三野輪町、自由が丘、曙町、筑地町、中丸町、中原町、田谷町、田島町、石川町、赤塚、赤尾関町、全隈町、双葉台、大足町、谷津町、ちとせ、上河内町、中河内町、下野町、菅場町、渡里町、見川、東赤塚、藤が原、藤井町、鯉淵町、内原町、飯島町、小吹町、飯富町、姫子、文京、堀町、木葉下町、有賀町、五平町、高田町、小林町、千波町、東原及び緑町
	土浦市	小野、東城寺、本郷、永井、大志戸、小野沢辺東城寺入会地、沢辺、小高、粟野町、今泉、大畑、田宮、藤沢、永井本郷入会地、高岡、中都町、中貫、笠師町、中立町、中神立町、下坂田、板谷、上坂田、神立町、藤沢新田、小山崎、紫ケ丘、並木町、虫掛、東和、東中貫町、神立中央、神立東、北神立町、菅谷町、都和、西真鍋町、西真鍋町、おおつ野、白鳥町、東若松町、若松町、木田余、木田余東台、木田余、殿里、佐野子、東手町、田村町、沖宿町、真鍋新町、田中町、宍塚、立田町、粕毛、常名、手野町、矢作、木田余西台、真鍋町、生田町、高津町、千束町、大和町、有明町、港町、上高津新町、湖北城北町、文京町、川口、大松ケ丘町、千鳥ケ丘町、桜ケ丘町、霞ケ岡町、小岩田東町、飯田及び並木、蓮河原町、蓮河原新町、中高津町、小松、国分町、滝田、大岩田、
	古河市	上和田、駒込、上片田、上大野、小堤、尾崎、諸川、下片田、五部、北間中橋、東諸川、大和田、関戸、稲宮、東間中橋、仁連、南間中橋、下大野、江口、名崎、新和田、柳橋、恩名、東山田、北山田、山田、葛生、久能、長左エ門新田、谷貝、高野、北利根及び水海
	石岡市	山崎、下林、半ノ木、碁石沢、根当、大砂、片野、根小屋、正上内、柏原、村上、池の台、石岡、加生野、川又、荒金、染谷、柏原町、北府中、谷向町、行里川、並木、鹿の子、杉並、東府中、東大橋、半田、月岡、若松、八軒台、青田、府中、杉の井、若宮、朝日、弓弦、泉町、菖蒲沢、小野越、旭、辻、小井戸、国府、東石岡、総社、柴内、東光台、貝地、南台、茨城、田島、大谷津、中津川、北根本、高浜、三村、石川、井関及び東田中
	結城市	鹿窪、上成、中、上山川、若宮、田間、林、矢畑、大木、上山川丙、上山川乙、武井、江川大町、山王、江川新宿、山川新宿、今宿、古宿新田、新宿新田、東茂呂、浜野辺、芳賀崎、水海道、北南茂呂、粕礼、善右エ門新田及び七五三場
	下妻市	江、関本下、大木、若柳丙、神明、平方、半谷、若柳乙、黒駒、若柳甲、若柳、北大宝、数須、尻手、柴、赤須、福田、大宝、前河原、南原、横根、大串、下木戸、石の宮、長塚、堀根、坂井、下妻丙、坂本新田、大木新田、渋井、平沼、筑波島、平川戸、桐ケ瀬、本宿町、下妻甲、古沢、本城町、今泉、小島、肘谷、新堀、二本紀、比毛、田町、下村岡、亀崎、宗道、本宗道、鬼怒、別府、下妻丁、小野子町、加養、下妻乙、下妻戊、下栗、田下、大園木、鎌庭、谷田部、中居指、袋畑、山尻、長萱、五箇及び伊古立、見田、原、唐崎、羽子、皆葉町、渋田、
	常総市	若宮戸、馬場、原宿、小保川、国生、崎房、岡田、本石下、杉山、孫兵エ新田、向石下、鴻野山、栗山新田、大沢、左平太新田、蔵持、新石下、篠山、中沼、蔵持新田、古間木、古間木沼新田、鴻野山新田、大房、東野原、古間木新田、山口、三坂町、収納谷、大生郷新田町、大生郷町、平内、伊左衛門新田、大輪町、五郎兵衛新田町、豊岡町、横曽根新田町及び笹塚新田町、花島町、

笠間市	小原、上市原、石寺、大橋、大渕、池野辺、中市原、飯田、福田、旭町、下加賀田、下郷、下市原、下市毛、笠間、橋爪、金井、五平、鯉淵、鴻巣、寺崎、手越、住吉、上加賀田、仁古田、随分附、石井、赤坂、大郷戸、大古山、大田町、中央、長兎路、長兎路仁古田入会地、土師、東平、湯崎、南原、南小泉、南友部、日草場、日沢、柏井、箱田、箱田大郷戸、八雲、飯合、美原、平町、北吉原、矢野下、友部駅前及び来栖
つくば市	下大島、松塚、栄及び大
鹿嶋市	神野一丁目、三丁目及び四丁目、大字国末、大字宮中、大字粟生、大字鰐川、大字光、大字谷原、大字根三田、大字木滝、大字木滝佐田下塙谷原入会、大字大船津、大字長栖、大字泉川、大字下塙並びに大字佐田
潮来市	日の出、あやめ、大塚野、大洲、延方、延方東、延方西、福島、古高、徳島、潮来、新宮、新宮南、前川、上戸、辻、下田、小泉南、須賀、須賀南、米島、曲松、曲松南及び洲崎
常陸大宮市	野口、下伊勢畑、三美、若林、小野、石沢、工業団地、泉、上村田、根本、上岩瀬、下村田、小場及び下岩瀬
那珂市	田崎、戸、下大賀、静、瓜連、鹿島、古徳、門部、下江戸、中里、北酒出、平野、大内、戸崎、鴻巣、飯田、福田、上国井、後台、豊喰、東木倉及び西木倉
筑西市	布川、船玉、関本上、舟生、藤ケ谷、関本分中、犬塚、関本肥土、関本中、板橋、関本上中、関本下、木戸、花橋、花田、上野、江、関舘及び中村新田
坂東市	逆井、山、菅谷、生子、生子新田、沓掛、孫兵エ新田、半谷、左平太新田、栗山新田、内野山、借宿、冨田、大馬新田、寺久、弓田、みむら、駒踊、上出島、平八新田、勘助新田、岩井、馬立、長須、幸田新田、神田山新田、古布内、幸神平、鵠戸、猫実新田、庄右衛門新田、大口新田、猫実、大口、神田山、辺田、木間ケ瀬、長谷、みどり町、下出島、中里、桐木、小山、大谷口及び小泉
稲敷市	鳩崎、佐倉、信太古渡及び西代
かすみがうら市	
神栖市	大野原、大野原中央、土合東、土合西、土合南、土合北、土合中央、土合本町、太田新町、若松中央、神栖、知手中央七丁目から十丁目まで、柳川中央、堀割、深芝南、平泉東、太田、深芝、東深芝、波崎、須田、波崎新港、光、鰐川、息栖、石神、奥野谷、高浜、柳川、知手、砂山、矢田部、横瀬、日川、賀、田畑、下幡木、溝口、木崎、居切、筒井及び平泉
行方市	沖洲、羽生、捻木、八木蒔、若海、谷島、浜、手賀、西蓮寺、井上及び玉造
小美玉市	山野、小川、上玉里、田木谷、高崎、川中子、幡谷、下馬場、小塙、下玉里、東田中、小曽納、中台、大谷、竹原、竹原中郷、中延、上馬場、宮田、栗又四ケ及び羽鳥
茨城町	大戸、近藤、常井、野曽、南川又、中央工業団地及び南栗崎
城里町	錫高野、高久、春園、石塚、小勝、小坂、上古内、那珂西、上青山、徳蔵、下青山、勝見沢、下古内、増井、磯野、大網、上入野、真端、御前山、上阿野沢、下阿野沢、阿波山、孫根、塩子、岩船、高根、高根台、粟、北方、下圷、上圷及び上泉
美浦村	舟子、大須賀津、牛込、八井田、根火、木原、馬掛、大塚、堀田、根本、中野内、山内、山王、土浦、谷中、布佐、茂呂、花見塚、見晴、郷中、太田、みどり台、馬見山、受領、大山、木、間野、定光、本橋、宮地、余郷入、大谷、興津、土屋、信太及び美駒
阿見町	阿見、青宿、廻戸、大室、岡崎、曙、掛馬、島津、竹来、中央、南平台、若栗、追原、石川、香澄の里、君島、塙及び大形
八千代町	
五霞町	大福田、小福田、山王山、山王、江川、冬木及び幸主
境町	
栃木県 小山市	大字東野田（五百番地から七百番地までの地域を除く。）、大字武井、大字南和泉（一番地から九百番地までの地域を除く。）及び大字田間（六百番地から九百番地までの地域を除く。）
群馬県 前橋市	岩神町、昭和町、平和町、敷島町、国領町、住吉町、若宮町、日吉町、城東町、大手町、紅雲町、千代田町、本町、表町、三河町、朝日町、六供町、天川町、文京町、南町、上佐鳥町、ぬで島町、朝倉町、朝倉町一丁目及び四丁目、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、山王町、山王町一丁目及び二丁目、中内町、東善町、広瀬町、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町、勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台、三俣町、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、

埼玉県

	荻窪一、堀之下町、古市町、堤町、江木町、及び二丁目、箱田町、後家町、前箱田町二丁目、利根川曲町、稲荷新田町、元総社町、上新田町、小相木町、木町
高崎市	京目町、宿横手町、新保田中町、西横手町、大沢町、中島町、島野町、萩原町及び新町
桐生市	新里町奥沢、新里町関、新里町高泉、新里町山上、新里町小林、新里町新川、新里町赤城山、新里町大久保、新里町鶴ケ谷、新里町板橋、新里町武井、新里町野、川内町四丁目及び相生町
伊勢崎市	
太田市	世良田町、阿久津町、小角田町、大舘町、二ツ小屋町、新田下田中町、徳川町、安養寺町、亀岡町、山之神町、出塚町、新田花香塚町、新田権右衛門町、新田高尾町、新田中町、新田早川町、新田多村新田町、新田大根町、新田溜池町、新田市町、前島町、大原町、粕川町、武蔵島町、六千石町及び藪塚町
渋川市	大字持柏木、大字溝呂木、大字勝保沢、大字見立、大字滝沢、大字上三原田、大字栄、大字南赤城山、大字小室、大字下南室、大字上南室、大字箱田、大字真壁、大字赤城山及び大字北赤城山
藤岡市	小林、岡之郷、上戸塚及び下戸塚
みどり市	笠懸町阿左美、笠懸町久宮、笠懸町鹿、笠懸町西鹿田、大間々町塩原、大間々町下神梅、大間々町桐原、大間々町高津戸、大間々町浅原及び大間々町大間々
玉村町	大字箱石、大字下之宮、大字角渕、大字五料、大字斎田、大字小泉、大字上福島、大字川井、大字藤川、大字南玉、大字板井、大字飯倉、大字飯塚、大字樋越、大字福島及び大字下茂木
川越市	かし野台、久保町、宮下町、かすみ野、大字仙波町、宮元町、かわつる三芳野、大字安比奈町、松江町、戸、むさし野、大字比企町、伊佐沼町、熊野町、むさし野南、大字古市場町、下小坂町、今成、霞ケ関東、大字井戸、大字上戸町、新宿町、御成町、野、大字牛田、子、大字上寺山、大字上戸町、新宿町、幸町、旭町、大字田中、大字寺尾、大字古谷、大字渋山、大字河岸、大字小谷、大字上戸、大字中福、大字的田、大字大小、大字今泉、大字福岡、大字赤坂、大字小仙波、大字砂、大字砂ケ谷、大字小畔、大字笠幡、大字石、大字四都野台、大字鴨田、大字大字、大字吉田新町、大字田、大字大字、大字大字、大字大字

本庄市	いまい台、けや木、鵜森、栄、駅南、下仁手、下野堂、久々宇、宮戸、共栄、銀座、栗崎、見福、五十子、今井、山王堂、四季の里、四方田、児玉町、稲沢、児玉町塩谷、児玉町下真下、児玉町下浅見、児玉町吉田林、児玉町金屋、児玉町高関、児玉町高柳、児玉町玉南、児玉町玉町、児玉町河内、児玉町元田、児玉町入浅見、児玉町新井、仁手、傍示堂、訪町、杉山、児玉町飯倉、児玉町蛭川、児玉町小平、児玉町太駄、児玉町玉町田端、児玉町和瀬、児玉町小沖、児玉町長沖、児玉町南、児玉町玉町、保前原、早稲田の杜、滝瀬、中央、朝日町、田中、都島、東五十子、沼和田、上仁手、東富田、南、日の出、柏、北堀、牧西、堀田、本庄、万年寺及び緑
東松山市	あずま町、旗立台、元宿、御茶山町、幸町、坂東山、桜山台、若松町、松山町二丁目、松風台、大字下押垂、大字下青鳥、大字下唐子、大字下野本、大字古凍、松葉町三丁目及び四丁目、神明町、大字上野本、大字新郷、大字神戸、大字正代、大字西本宿、大字葛袋、大字岩殿、大字宮鼻、大字上押垂、箭弓町、早俣、大字上唐子、大字石橋、大字大黒部、大字田木、大字今泉、大字上野本、大字柏崎、大字毛塚、白山台、美土里町並びに和泉町
狭山市	
深谷市	伊勢方、郷、戸森、稲荷町、稲荷町北、栄町、永田、横瀬、西、上柴町、後榛沢、荒川、高島、岡、岡部、人見、菅沼、東一丁目、上柴町東四丁目、高畑、国済寺、岡里、下手計、天神町、本住町、田所町、明戸、矢島、緑ケ丘並びに緑台、田谷、田中、東大沼、内ケ島、南阿賀野、二ツ小屋、柏合、幡羅町一丁目、畠山、普済寺、武川、北阿賀野、北根、本郷、成塚、西大沼、西田、西島、西島、四丁目及び五丁目、西島町、石塚、折之口、大谷、大塚島、谷之、中瀬、仲町、町田、長在家、深谷、深谷町、針ヶ谷町、上原、上柴町、沼尻、血洗島、見晴町、原田、宿根、小前田、新田、榛沢、榛沢、秋元町、櫛引、櫛挽、沓掛、山河、山崎、寿町、曲田、起会、境、桜ケ丘、今泉、黒田、国済寺町、東町四丁目から七丁目まで、上手計、上敷免、上野台、常盤町、新井、新戒、秋元町、宿根、小前田、沼尻、上原、上柴町、深谷、深谷町、針ヶ谷町、長在家、仲町、町田、長在家、谷之、中瀬、武蔵野、北阿賀野、北根、本郷、
入間市	河原町、久保稲荷、宮寺、宮前町、牛沢町、金子中央、鍵山、向陽台、高倉、黒須、三ツ木台、春日町、小谷田、上小谷田、森坂、扇台、扇町屋、大字下谷ケ貫、大字下藤沢、大字花ノ木、大字狭山ケ原、大字狭山台、大字高倉、大字黒須、大字根岸、大字寺竹、大字小谷田、大字上谷ケ貫、大字木蓮寺、大字野田、大字上藤沢、大字新久、大字新光、大字西三ツ木、大字扇町屋、大字善蔵新田、大字中神、大字南峯、大字二本木、大字仏子、大字木蓮寺、大字野田、東町、東藤沢及び豊岡
富士見市	ふじみ野西、ふじみ野東及び大字勝瀬
坂戸市	けやき台、にっさい花みず木、芦山町、伊豆の山町、花影町、関間、元町、溝端町、三光町、山田町、清水町、西坂戸、千代田、泉町、泉町二丁目及び三丁目、浅羽野、大字栗生田、大字栄、大字横沼、鎌倉町、大字今西、大字紺屋、大字坂戸、大字四日市場、大字小山、大字沼、大字上吉田、大字萱方、大字金田、大字欠ノ上、大字戸宮、大字厚川、大字赤尾、大字浅羽、大字善能寺、大字多和目、大字沢木、大字竹之内、大字中小坂、大字中里、大字新堀、大字森戸、大字成願寺、大字青木、大字石井、大字東和田、大字片柳、大字片柳新田、大字北浅羽、大字北大塚、大字北峰、大字堀込、中富町、仲町、鶴舞、東坂戸、南町、大字塚越、大字塚崎、大字島田、大字日の出町、八幡、本町、末広町、薬師町、柳町並びに緑町
鶴ヶ島市	
日高市	
ふじみ野市	うれし野、ふじみ野、旭一丁目、霞ケ丘、丸山、亀久保、亀久保一丁目から四丁目まで、駒西、駒林元町、元福岡、桜ケ丘、市沢、松山、上ノ原、上福岡、新駒林一丁目から三丁目まで、新田、清見、西、西原、西鶴ケ岡、川崎、川崎一丁目及び二丁目、大井、大井一丁目及び二丁目、大井中央、大井武蔵野、大原、滝、長宮、鶴ケ岡、鶴ケ舞、東久保一丁目、南台、苗間、苗間一丁目、富士見台、福岡一丁目から三丁目まで、福岡中央、福岡武蔵野、北野並びに緑ケ丘
三芳町	大字上富、大字藤久保及び大字北永井
毛呂山町	
越生町	越生東、上野東、大字越生、大字古池、大字黒岩、大字黒山、大字鹿下、大字小杉、大字上谷、大字上野、大字成瀬、大字西和田、大字大谷、大字大満、大字津久根、大字堂山、大字如意、大字麦原及び大字龍ケ谷
滑川町	みなみ野、月の輪、大字羽尾、大字月輪及び大字都
嵐山町	大字根岸、むさし台、大字遠山、大字鎌形、大字志賀、大字将軍澤、大字菅谷、大字千手堂、大字川島、大字大蔵及び大字平澤
小川町	大字下里及び大字木呂子
川島町	大字伊草、大字下伊草、大字角泉、大字戸守、大字上伊草、大字吹塚、大字正直、大字中山、大字長楽、八幡及び平沼
吉見町	西吉見
鳩山町	

ときがわ町	大字雲河原、大字関堀、大字玉川、大字五明、大字瀬戸元下、大字瀬戸元上、大字西平、大字大附、大字田黒、大字田中、大字桃木、大字日影、大字馬場、大字番匠、大字別所及び大字本郷
長瀞町	大字矢那瀬、大字中野上、大字風布、大字本野上、大字岩田、大字野上下郷及び大字井戸
東秩父村	大字大内沢
美里町	
神川町	大字関口、大字小浜、大字肥土、大字貴井、大字新里、大字元阿保、大字原新田、大字二ノ宮、大字熊野堂、大字植竹、大字池田、大字中新里、大字四軒在家、大字元原及び大字八日市
上里町	
寄居町	大字用土、大字藤田、大字立原、大字西ノ入、大字末野、大字桜沢、大字三ケ山、大字赤浜、大字折原、大字金尾、大字牟礼、大字小園、大字秋山、大字風布、大字三品、大字寄居、大字富田、大字露梨子、大字鉢形及び大字保田原
千葉県	
銚子市	
成田市	古込、三里塚御料、馬乗里、大沼、東ノ台、横山、伊能及び官林
旭市	
匝瑳市	
香取市	九美上、新里、岩部、福田、岩ケ崎台、八筋川、貝塚、府馬、八本、神生、山倉、沢、竹之内、久保、油田、長山、本矢作、下飯田、大根、大角、新々田、新市場、小見、岡飯田、南原地新田、北原地新田、伊地山、川頭、玉造、玉造二丁目、大崎、入会地、古内、志高、釜塚、山川、和泉、阿玉台、布野、五郷内、山之辺、鳩山、龍谷、桐谷、仁良、助沢、田部、苅毛、内野、西田部、長岡、小川、白井、旗鉾、荒北、返田、下小野、高萩、米野井、牧野、境島、下小川、佐原イ、佐原ロ、佐原ハ、佐原ニ、佐原ホ、篠原イ、篠原ロ、観音、三島、羽根川、長島、与倉、中洲、加藤洲、大島、北一丁目から三丁目まで、野田、市和田及び新部
山武市	蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ、蓮沼ホ、蓮沼平、松尾町小川、松尾町本柏、松尾町下之郷、古和、松尾町祝田、松尾町下野、松尾町水深、松尾町武野里、松尾町大堤、松尾町五反田、松尾町無木、松尾町松尾、松尾町上大蔵、松尾町高富、松尾町猿尾、松尾町引越、松尾町借毛本郷、松尾町八田、松尾町本水深、松尾町折戸、松尾町金尾、松尾町谷津、松尾町山室、柴原、小松、富田、富田幸谷、上横地、下横地、寺崎、草深、井之内、早船、富口、木戸、松ヶ谷及び五木田
多古町	
東庄町	大久保、舟戸、八重穂、大友、神田、笹川い、笹川ろ、高部、窪野谷、東和田、夏目、今郡、石出、羽計、小座、谷津、粟野、平山、新宿、小貝野、青馬、東今泉、小南及び宮野台
芝山町	香山新田、大台、上吹入、下吹入、小池、山中、宮崎、高谷、殿部田、小原子、芝山及び境
横芝光町	
東京都	
青梅市	富岡、成木一丁目から四丁目まで、今井一丁目、小曾木及び藤橋一丁目
新潟県	
柏崎市	大字笠島、大字吉尾、大字鯨波、大字高畔、大字小杉、大字上輪、大字上輪新田、大字青海川、大字大清水、大字大平、大字谷根、大字蕨野及び米山町
新発田市	金津、茗荷谷、下山田、住田、箱岩、平山、横岡、西浦、下西山、上今泉、関妻、川口、稲荷、吉田、塚田、古楯、小島、湖南、向中条、押廻、川尻、古川、釜杭、二本木、高山寺、草荷、境、寺尾、小国谷、貝屋、金山、貝塚、下小中山、下坂町、相馬、中俵、金塚、岡島、戸野港、大野、金沢、人橋、真野原外、真野原、元郷、米子、宮吉、小川、長島、中野、長者舘、関井、稲荷岡、下中沢、福岡、富島、吉田、真中、片桐、住吉、中島及び藤塚浜
村上市	荒島、春木山、上鍛治屋、下鍛治屋、梨木、切田、坂町、藤沢、山口、羽ヶ榎、大津、佐々木、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、南新保、新光寺、荒屋、海老江、貝附、福田及び塩谷

| | | |

滋賀県	大津市	葛川坂下町、葛川細川町、伊香立南庄町、伊香立向在地町、伊香立生津町、伊香立上龍華町、伊香立途中町、山百合の丘、真野普門、真野佐川町、仰木町、雄琴北、雄琴千野、南仰木町、坂本本町、坂本神宮町、観音寺、和邇高城、和邇北浜、和邇中浜、和邇南浜、和邇今宿、和邇中、和邇乙、和邇里、和邇甲、和邇里、和邇平、和邇寺、和邇上、和邇、伊香立下在地町、伊香立北在地町、真野普門町、真野大野町、真野家田町、真野谷口町、真野町、伊香立上在地町、真野町、真野野町、真野町、伊香立南庄町、伊香立上龍華町、伊香立途中町、山百合の丘、真野普門、真野佐川町、仰木町、雄琴北、雄琴千野、南仰木町、坂本本町、坂本神宮町、観音寺、和邇高城、和邇北浜、和邇中浜、和邇南浜、和邇今宿、和邇中、和邇乙、和邇里、和邇甲、和邇里、和邇平、和邇寺、和邇上、和邇、伊香立下在地町、伊香立北在地町、真野普門町、真野大野町、真野家田町、真野谷口町、真野町、伊香立上在地町、真野町、真野野町、真野町、伊香立南庄町、伊香立向在地町、伊香立生津

香川県	丸亀市	綾歌町岡田上、綾歌町岡田西、金倉町、郡家町、原田団地、原田町、今津町、三条町、山北町、新田町、垂水町、川西町南、川西町北、中津町、津森町、田村町、飯山町東小川及び柞原町	
	善通寺市		
	観音寺市	吉岡町、琴浪町、原町、古川町、幸町、港町、高屋町、坂本町、三本松町、室本町、出作町、昭和町、植田町、新田町、瀬戸町、西本町、村黒町、大野原町井関、大野原町、大野原町花稲、大野原町青岡、大野原町、丸井、大野原町、海老済、大野原町、中姫、大野原町、大野原町、萩原、大野原町、有木、八幡、大野原町、池之尻町、天神町、南町、豊浜町、豊浜町箕浦、豊浜町和田、豊浜町和田浜、本大町、茂西町、茂木町、福田原、木之郷町、有明町、流岡町、柞田町、栗井町、栄町及び観音寺町	
	三豊市	高瀬町羽方、高瀬町下勝間、高瀬町下麻、高瀬町佐股、高瀬町上高瀬、高瀬町上勝間、高瀬町上麻、高瀬町新名、高瀬町比地、高瀬町比地中、財田町財田上、財田町財田中、三野町下高瀬、三野町大見、山本町河内、山本町財田西、山本町神田、山本町大野、山本町辻、仁尾町家の間町香田、詫間町志々島、詫間町松崎、詫間町笠岡、豊中町笠田竹田、豊中町上高野、豊中町比地大、豊中町本山乙、豊中町本山甲、詫間町大浜	
	琴平町		
	多度津町	栄町、家中、京町、元町、幸町、桜川、若葉町、寿町、西港町、西浜、奥白方、葛原、見立、三井、山階、庄、西白方、青木、東白方、道福寺、南鴨、大通り、仲ノ町、東港町、東新町、東浜、桃山、日の出町、北鴨、堀江及び本通	
	まんのう町	羽間、塩入、吉野、吉野下、宮田、後山、公文、佐文、山脇、四條、七箇、新目、真野、生間、西高篠、造田、大口、炭所西、炭所東、長尾、追上、東高篠、岸上、買田及び帆山	
愛媛県	今治市	今治村、桜井、桜井一丁目から六丁目まで、古国分、郷桜井、長沢、孫兵衛作、旦、登畑、宮ケ崎、国分、国分一丁目から七丁目まで、湯ノ浦、桜井団地、唐子台東、唐子台西、町谷、高市、上徳、東村二丁目から四丁目まで、東村南、新谷、古谷、山口、朝倉下、朝倉南、朝倉北、朝倉上、玉川町小鴨部、玉川町鈍川及び玉川町木地	
	西条市	明屋敷、朔日市、神拝甲、神拝乙、喜多川、港、古川甲、樋之口、ひうち、新田、中西、安知生、氷見甲、氷見乙、氷見丙、野々市、禎瑞、西田甲、西泉乙、楢木、坂元甲、周布吉田、玉之江、広江、今在家、北条、三津屋、大新田、壬生川、喜多台、高田、桑村、国安、新市、安用出作、新町、上市、広岡、安用、河原津、三芳、大野、福成寺、実報寺、旦之上、河之内、黒谷、三津屋南、三津屋東、円海寺、明理川、石延、河原津新田、宮之内、丹原町丹原、丹原町今井、丹原町池田、丹原町高知、丹原町徳能出作、丹原町久妙寺、丹原町古田、丹原町徳能東、丹原町川根、小松町南川、小松町北川、小松町安井、小松町妙口及び小松町大郷	
	四国中央市	下川町、金生町山田井、川滝町下山及び川之江町余木	
福岡県	福岡市	西区大字下山門、西区下山門団地、西区上山門、西区生の松原、西区拾六町二丁目から五丁目まで、西区大字拾六町、西区拾六町団地、西区戸切二丁目及び三丁目、西区壱岐団地、西区大字金武、西区大字吉武、西区大字飯盛、西区大字羽根戸、西区今宿駅前、西区今宿大字野方、西区今宿上ノ原、西区今宿青木、西区今宿町、西区大字徳永、西区大字女原、西区大字飯氏、西区大字宇田川原、西区大字千里、西区周船寺、西区泉、西区大字田尻、西区大字太郎丸、西区太郎丸、西区元浜、西区西都、西区大字元岡、西区大字桑原、西区今津、西区大字小田、西区今宿西、西区女原北、西区九大新町、西区早良区大字飯場、早良区大字曲渕	
長崎県	島原市	有明町、立野町、中原町及び礫石原町	
	雲仙市	国見町多比良丁、国見町神代丁及び国見町神代戊（雲仙グリーンロード以南の地域に限る。）	
	南島原市	布津町丙（雲仙グリーンロード以西の地域に限る。）、有家町（字石田、字大苑、字尾上及び字原尾の地域に限る。）、西有家町（字見岳及び字慈恩寺の地域に限る。）及び深江町甲	
宮崎県	高鍋町	南高鍋	
	新富町	三納代、新田、日置及び上富田	
	糸島市	池田、板持、志登、潤、波多江、浦志、浦志一丁目から三丁目まで、泊、油比、新田、前原中央、前原北、荻浦、荻浦一丁目から五丁目まで、東、神在、神在東、岩本、千早新田、加布里、白糸、川付、長野、飯原、本、瀬戸、雷山、高上、山北、三坂、有田中央、有田、富、美咲が丘、多久、瑞梅寺、井原、三雲、曽根、井田、高祖、大門、八島、香力、蔵持、篠原西、篠原東、波多江駅北、波多江駅南、板持、高田、二丈福井、志摩稲留、志摩吉田、二丈石崎、志摩井田原、志摩馬場、志摩津和崎、志摩初、志摩久家、志摩船越、志摩新町、志摩岐志、志摩芥屋及び伊都の杜、二丈田中、二丈浜窪、二丈深江、二丈片山、志摩桜井、志摩桜井（桜井川以南の地域に限る。）、志摩野北、志摩小富士、志摩御床、志摩東貝塚、志摩西貝塚、志摩師吉、志摩稲葉、志摩小金丸、志摩丸、志摩芥屋、志摩岐志、志摩新町、志摩船越、志摩師吉、志摩稲葉、志摩小金丸、志摩丸、志摩芥屋及び伊都の杜、二丈田中、二丈浜窪、二丈深江、二丈片山、志摩桜井、志摩桜井（桜井川以南の地域に限る。）、志摩野北、志摩小富士、志摩御床、志摩東貝塚、志摩西貝塚、志摩久家、志摩船越、志摩新町、志摩岐志

鹿児島県	
鹿屋市	輝北町諏訪原、輝北町市成（県道七一号以西の地域に限る。）、串良町有里、串良町上小原（国道二二〇号以北の地域に限る。）、輝北町上百引、輝北町下百引、串良町細山田、下高隈町（国道五〇四号以東の地域に限る。）及び串良町下小原（国道二二〇号以北の地域に限る。）
阿久根市	脇本、折口、多田、鶴川内、赤瀬川、波留、晴海町、新町、丸尾町、琴平町、栄町、浜町、本町、高松町、港町、大丸町、鶴見町、塩鶴町、塩浜町、西目及び山下
出水市	境町、上鯖渕、下大川内（国道四四七号以北の地域に限る。）、武本、高尾野町柴引、高尾野町江内、野田町下名、野田町上名、荘、高尾野町下高尾野、高尾野町下水流、高尾野町上水流、高尾野町大久保、大野原町、平和町、浦田町、汐見町、福ノ江町、今釜町、住吉町、明神町、下知識町、知識町、高尾野町唐笠木、上知識町、西出水町、五万石町、向江町、本町、麓町、中央町、昭和町、緑町、文化町、黄金町、六月田町、米ノ津町、下鯖町及び美原町
垂水市	市木、高城、中俣及び海潟
曽於市	財部町北俣（県道二号以西の地域に限る。）、財部町南俣、末吉町深川（二千番地から五千番地までの地域を除く。）、末吉町諏訪方、大隅町岩川（県道七一号以北の地域に限る。）、大隅町恒吉、大隅町須田木、大隅町坂元及び大隅町中之内
霧島市	福山町福地、福山町福沢、福山町福山、福山町佳例川、国分敷根、国分川原、国分川内、国分下井、国分上之段、霧島永水（県道二号以南の地域に限る。）、国分重久（一番地から二千六百番地までの地域を除く。）、国分郡田及び国分台明寺
志布志市	有明町原田
南九州市	知覧町瀬世、知覧町東別府（一番地から一万番地までの地域を除く。）、知覧町西元、知覧町南別府、知覧町塩屋、頴娃町別府及び頴娃町上別府
長島町	大字山門野、大字下山門野、大字城川内、大字川床、大字平尾、大字浦底（小字大平、辰ノ先及び外平の地域を除く。）及び大字鷹巣
大崎町	大字井俣（県道五一二号以西及び志布志市有明町内の飛び地の地域に限る。）、大字岡別府、大字永吉（国道二二〇号以北の地域に限る。）及び大字持留及び大字野方（県道七二号以東で国道二六九号以北の地域を除く。）
東串良町	岩弘

○国土交通省告示第千八十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

3 ILS														
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置在地	搬送電力	周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項				
										カテゴリー	グライドパス角度			
（略）														
北九州上欄に同じ	北九州空港及びその周辺	ローカライザー	109.15		10	176°	IKQ	24時間	平成18年3月16日	カテゴリーI	3.0°			
		グライドスロープ	331.254	331.246	2	0.2								
		DME	1,115		100									
（略）														

改正前

3 ILS														
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び装置在地	搬送電力	周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項				
										カテゴリー	グライドパス角度			
（略）														
北九州上欄に同じ	北九州空港及びその周辺	ローカライザー	109.15		10	178°	IKQ	24時間	平成18年3月16日	カテゴリーI	3.0°			
		グライドスロープ	331.254	331.246	2	0.2								
		DME	1,115		100									
（略）														

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	送信空中線の方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）							
小豆上欄にDME同じ		N34°31′ E134°16′ 香川県小豆郡小豆島町	3なし	STD	24時間	平成６年７月21日	なし
（略）							

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	送信空中線の方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）							
小豆上欄にDME同じ		N34°31′ E134°16′ 香川県小豆郡小豆島町	3なし	STD	24時間	平成６年７月21日（平成23年２月10日から供用再開）	なし
（略）							

附　則

この告示は、令和八年一月二十二日から施行する。

○防衛省告示第二百八十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖海面の次の㋐から㋕までの六点を順次結んだ線並びに㋐及び㋕の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

㋐　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋒　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

㋓　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

㋔　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

㋕　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の㋐から㋖までの八点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

㋐　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

㋒　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

㋓　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

㋔　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋕　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

㋖　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

㋗　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の㋐から㋒までの六点を順次結んだ線並びに㋐及び㋒の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

㋐　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

㋑　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒
　　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒
　　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒
　　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒
　　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒
　　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒
　　東経一三八度〇五分三七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒
　　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒
　　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　　東経一二九度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十五号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十六号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度四六分〇四秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百八十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

官庁報告

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十一月四日

太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

一　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

(一)　漁業者が漁業を営む場合

(二)　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(三)　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

2　「管理期間」　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。

3　「太平洋」　法第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

4　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

5　「遊漁船業者」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。

6　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二　届出

1　遊漁者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(一)　氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2　遊漁船業者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)　船名

(三)　遊漁船登録番号

(四)　入出港しようとする場所

(五)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3　遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に太平洋において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)　船名

(三)　船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四)　入出港しようとする場所

(五)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4　1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5　1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6　2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7　3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8　委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の一部を次のように改正する。

令和七年十一月四日

太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 1　（略） (一)～(三)　（略） 2～5　（略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略）	1　定義 （略） (1)　（略） ア～ウ　（略） (2)～(5)　（略） 2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略）

三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1・2　（略）

3　遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四　報告

1　（略）

(一)～(七)　（略）

(八)　届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）

2　1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五　指示の有効期間

（略）

六　その他

（略）

三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1・2　（略）

3　遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四　報告

1　（略）

(1)・(2)　（略）

(3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

2　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

4　報告

(1)　ア～キ　（略）

（新設）

5　指示の有効期間

（略）

6　その他

（略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十二月二日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

一　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

(一)　漁業者が漁業を営む場合

(二)　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(三)　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

2　「管理期間」　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。

3　「日本海・九州西海域」　法第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

4　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

5　「遊漁船業者」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。

6　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二　届出

1　遊漁者

管理期間中に日本海・九州西海域において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(一)　氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2　遊漁船業者

管理期間中に日本海・九州西海域において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)　船名

(三)　遊漁船登録番号

(四)　入出港しようとする場所

(五)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3　遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に日本海・九州西海域において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)　船名

(三)　船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四)　入出港しようとする場所

(五)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4　1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5　1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6　2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

７　３の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

８　委員会は、１から３までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十三号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二日　　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義	一　定義
1　（略）	1　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）
㈠～㈢　（略）	ア～ウ　（略）
2～5　（略）	(2)～(5)　（略）
二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限	2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
（略）	（略）
三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限	3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限
1・2　（略）	(1)・(2)　（略）
3　遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。	(3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
四　報告	4　報告
1　（略）	(1)　（略）
㈠～㈥　（略）	ア～キ　（略）
㈥　届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）	（新設）

2　1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。	(2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。
五　指示の有効期間	5　指示の有効期間
（略）	（略）
六　その他	6　その他
（略）	（略）

附　則

１　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の４の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十一月十四日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

一　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　「遊漁者」　水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

㈠　漁業者が漁業を営む場合

㈡　漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

㈢　試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

２　「管理期間」　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。

３　「瀬戸内海」　法第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

４　「くろまぐろ（大型魚）」　くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

５　「遊漁船業者」　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。

６　「遊漁船」　遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二　届出

１　遊漁者

管理期間中に瀬戸内海において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

㈠　氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

㈡　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2　遊漁船業者

管理期間中に瀬戸内海において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

㈠　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

㈡　船名

㈢　遊漁船登録番号

㈣　入出港しようとする場所

㈤　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3　遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に瀬戸内海において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

㈠　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

㈡　船名

㈢　船舶番号又は船舶検査済票の番号

㈣　入出港しようとする場所

㈤　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4　1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5　1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6　2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7　3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8　委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十一号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 1　（略） ㈠～㈢　（略） 2～5　（略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1・2　（略） 3　遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。 四　報告 1　（略） ㈠～㈦　（略） ㈧　届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。） 2　1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）	1　定義 （略） (1)　（略） ア～ウ　（略） (2)～(5)　（略） 2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 (1)・(2)　（略） (3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。 4　報告 (1)　（略） ア～キ　（略） （新設） (2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。 5　指示の有効期間 （略） 6　その他 （略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

公　告

諸事項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年12月25日

関東地方整備局長　橋本　雅道

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

１．当該招請の主旨

本業務は、契約手続き事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するための運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。

入札契約手続支援システムは、入札・契約手続時における必須システムであるため、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良については、迅速な対応を行わなければ契約手続等の遂行が著しく困難となる。

また、業務において高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけではなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　Ｒ８入札契約手続支援システム改良業務

⑵　業務内容　①入札契約手続支援システムの改良・更新
②入札契約手続支援システムの運用保守

⑶　履行期間　令和８年４月１日～令和９年３月31日

３．業務目的

本業務は、契約手続き事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続事務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結後、速やかに受注者自ら構築できること。

②　契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

③　設備・システムにおいて改良に必要な機器等を受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

⑶　中立性・公平性に関する要件
　中立・公平性を保つための規程が社内規則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。
⑷　守秘性に関する要件
　社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規程があること。
⑸　業務執行体制に関する要件
①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。
②　システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。
③　緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。
⑹　業務実績に関する要件
　下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上実績を有していること。
・同種業務：公共事業におけるシステムの開発、改良又は運用を行った業務
・類似業務：システムの開発、改良又は運用を行った業務（同種を除く）
⑺　配置予定技術者に関する要件
①　資格要件
　下記に掲げるいずれかの資格を有すること。
・技術士（総合技術監理部門（情報工学部門）、又は情報工学部門）
・ＰＭＰ（Project Manegement Professional）
・情報処理技術者試験
　プロジェクトマネージャ試験
　システムアーキテクト試験
　ネットワークスペシャリスト試験
　データベーススペシャリスト試験
　システム監査技術者試験
　応用情報技術者試験
　基本情報技術者試験
　情報処理安全確保支援士
②　業務経験
　配置予定主任技術者は、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。
・同種業務：公共事業におけるシステムの開発、改良又は運用を行った業務
・類似業務：システムの開発、改良又は運用を行った業務（同種を除く）
③　専任性
　手持ち業務量が、５億円未満、10件未満であること。

５．手続等
⑴　担当部局
①　契約関係
　〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係
　電話：048―601―3151
②　技術関係（特記仕様書等の照会先）
　〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局企画部技術調査課施工体制係
　電話：048―600―1332
　メールアドレス：araki-s8313@mlit.go.jp
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付場所及び方法
　交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。
　ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。
　また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。
②　窓口での交付期間
　令和７年12月25日から令和８年１月13日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
　提出期限：令和８年１月13日（火）16時00分
　提出場所：上記⑴②に同じ。
　提出方法：原則として電子メールにより提出すること。
　なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。
６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
　５．⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
　令和８年２月２日（月）16時00分
⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑸　契約締結日及び履行期間開始日は令和８年４月１日とする。
　ただし、令和８年４月１日までに令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和８年４月２日以降、予算が成立した日とする。
　暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
⑹　詳細は説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of service：Bid contract procedure support system improvement duties in 2026　1 set
⑵　Time-limit to express interests：16：00 13 January 2026
⑶　Contact point of documentation relating to the proposal：Training Section, Engineering, Affairs Survey Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1332
⑷　Contact point for the notice：No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Department Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

札幌市中央区大通西十七丁目一番二〇号

株式会社セイ・プレイス

代表清算人　黛　圭二郎

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

札幌市北区北十条西二丁目一三番地二ダイヤビル四階　雄大コンサルタント株式会社

代表清算人　昔農　浩之

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

札幌市清田区清田一条一丁目九番一二号

月寒建材工業株式会社

代表清算人　伊藤　淳一

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

札幌市北区新琴似一条十丁目八番一一号

ＮＥＷＭ株式会社

代表清算人　松村　朋幸

解散公告

当社は、令和七年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

宮城県多賀城市笠神五丁目一九番一八号

有限会社渥美材木店

清算人　渥美　陽一

解散公告

当社は令和七年十二月二十四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

秋田市大住四丁目一二番五一号

株式会社新樹

代表清算人　菅原憲太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

茨城県つくば市明神三八二番地一七

株式会社プラッツ

代表清算人　藤崎　文夫

解散公告

当法人は、令和七年十一月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

茨城県筑西市女方六一番地六三

一般社団法人インターナショナル・ゾクチェン・コミュニティ・ムンセルリン

代表清算人　飛田ゆかり

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

栃木県宇都宮市御幸町一四九番六号

合同会社アクティブトレーディング

清算人　打越　順子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

栃木県小山市生良三八七

小林工営有限会社

清算人　小林　修一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

栃木県小山市大字生良三八七番地

群馬沼田利根合同会社

清算人　小林　修一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

群馬県太田市新田木崎町八七七―一七

有限会社スタジオドアーズ

清算人　和泉　孝之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

埼玉県北本市西高尾五丁目一四七番地

合同会社ＦＵＫＵＹＡ　ＡＳＡＲＩ

清算人　新川亜津子

解散公告

当法人は、令和七年十月二十九日評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

千葉県成田市大室字仲妻七六六番地の二

社会福祉法人豊栄会

清算人　田中　秀敬

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

千葉県柏市永楽台二丁目四番三九号

株式会社ファージ

代表清算人　渡邊　翔

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

千葉県船橋市習志野台五丁目四二番一一号

株式会社エスエスプランニング

代表清算人　渡邊眞知子

解散公告

当社は、令和七年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

千葉県佐倉市江原五〇四番地

有限会社髙翔

清算人　鳥羽　敏彦

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都荒川区東日暮里五丁目五一番一〇号

株式会社堀口材木店

代表清算人　柴田　義弘

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区麹町一丁目八番地二ケイズ麹町三〇一号

株式会社ＭＡＶＥ

代表清算人　灰原　幹富

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三番五―一〇〇三号

株式会社カポック

代表清算人　登阪　亮哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区北青山一丁目三番三号三橋ビル三階

株式会社ＪＡＰＡＮ　ＰＡＳＳ

代表清算人　押田はるか

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区浜松町二―二―一五浜松町ダイヤビル二Ｆ

株式会社ｓｐａｃｅ

代表清算人　堀　裕介

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

株式会社ＩＮＰＥＸウエストセブク

代表清算人　川村　淳一

解散公告

当法人は、令和七年十一月九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区広尾五丁目一六番二号

特定非営利活動法人希望の会

清算人　轟　浩美

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都大田区大森西六丁目一三番九号

有限会社水谷工作所

清算人　水谷美代子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都新宿区西新宿七丁目一番七号

有限会社ロンギィチュード

清算人　鈴木登志子

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都大田区羽田二丁目二六番五号

株式会社城南工業

代表清算人　増田　秀一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都江東区佐賀二丁目三番一六号

株式会社イトシン

代表清算人　伊藤　裕彦

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年十二月二十四日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｈｅｉｊｏ特定目的会社

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都国立市北一丁目三番地の一一―五〇一

株式会社コローレ

代表清算人　南山　睦大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区東二丁目一七番九号ＪＰ―ＢＡＳＥ渋谷三Ｆ　株式会社ｎｈｏｕｓｅ

代表清算人　西山　泰生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　株式会社ｚａｎ

代表清算人　西山　泰生

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都荒川区東日暮里二丁目二五番一〇号

株式会社ビーコム

代表清算人　松田　一男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社心斎橋ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都中央区晴海五丁目一番一七号ザ・晴海レジデンス一三二四号室　佳留株式会社

代表清算人　陳　佳　嶸

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付株主総会の決議において解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都中央区新川二丁目三二番四号

Ｄ２Ｃ　Ｂｒａｎｄｉｎｇ株式会社

代表清算人　宮原　貢希

解散公告

当社は、令和七年十二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　株式会社ギャバン

代表清算人　中島　烈志

解散公告

当社は、令和二年十二月十六日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都練馬区貫井三丁目五二番二三―二〇三号　株式会社細山東京

代表清算人　髙橋　良一

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号

ｉＴｒａｎｓｆｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　髙田　龍嗣

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都世田谷区奥沢三丁目三四番一六号

エスパス自由が丘二〇一

株式会社Ｇａｌａｂｏｌａ

代表清算人　黒田　雄三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号日比谷セントラルビル一四階

ＡＲＲＩ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　リュウ・フォレスト・グレン・ワルドリン

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

神奈川県川崎市宮前区東有馬五丁目三九番四〇号　有限会社石黒工業

清算人　御所　祐二

解散公告

当法人は、令和七年十二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号

ウィザードビル四〇二

一般社団法人国際スポＧＯＭＩ連盟

代表清算人　久保　健

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

横浜市青葉区荏子田二丁目三五番地一七

株式会社コムウェーブ

代表清算人　権平　泰造

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

横浜市西区南幸二丁目三番五号

有限会社ヒョンガン

清算人　鈴木　秀明

解散公告

当会社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

静岡県浜松市中央区上島三丁目五番一二号

株式会社ユイ・ライフ・サポート

代表清算人　足立　康弘

解散公告

当社は、令和七年十一月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

静岡県浜松市中央区和田町五一二番地の六

株式会社原工房

代表清算人　原田　啓太

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

静岡県静岡市清水区本郷町五番八―三一〇

株式会社パルマックス

代表清算人　山口　光司

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

愛知県刈谷市熊野町四丁目七五番地一

ハタトレ株式会社

代表清算人　塚本　宗万

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

愛知県半田市昭和町四丁目一〇―一

特定非営利活動法人ｔｏピア

清算人　小久保行教

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

京都市右京区龍安寺池ノ下町一〇番地一〇

一心株式会社

代表清算人　許　惠琳

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

大阪府吹田市山田東一丁目三一番Ａ―五一八号

ソクエルジャパン合同会社

清算人　小川　陽介

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

大阪市淀川区西中島一丁目九番一六号新大阪ストロングビル二〇二　株式会社ＡＬＰ

代表清算人　堺　悠太

解散公告

当社は令和七年十一月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

大阪市淀川区十三本町二丁目四番七号

株式会社大西商店

代表清算人　大西　良雄

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

大阪市中央区瓦屋町二丁目五番二〇号二〇三室

大成企画株式会社

代表清算人　玉　超

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

兵庫県姫路市広畑区夢前町三丁目一番地一九―一〇一　エイチプラスナイン株式会社

代表清算人　宮﨑　潤

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

兵庫県宝塚市高司一丁目五番一三号

有限会社雅楽

代表清算人　寺田　雅昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

兵庫県伊丹市広畑四丁目五五番地

株式会社朝建

代表清算人　藤村　清美

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

奈良県大和高田市大字出二〇八番地一〇

株式会社ライトアーク

代表清算人　小坂　正和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

鳥取県境港市渡町二九六三番地一

株式会社Ｆｌａｐ　ｎｏｔｅ

代表清算人　井上　晋吾

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

広島県庄原市川手町四番地

有限会社一幸資材

清算人　椿　たず子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

広島市中区基町五番四四号（橋口司法書士事務所内）

一般社団法人法正寺墓地整備推進重枝会

代表清算人　橋口　貴志

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

広島県福山市今津町六丁目一一番五号ＴＫ二階

株式会社Ｇｉｒｄ　ｕｐ

代表清算人　佐藤　律

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

山口県岩国市川口町二丁目二番六号

竹中建設有限会社

清算人　竹中　稔

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

福岡市東区筥松一丁目九番二号

株式会社ヴィオラ

代表清算人　小林　洋雄

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

福岡市博多区西月隈三丁目一一番三八号

株式会社吉建

代表清算人　岡本　如寛

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

北九州市小倉南区中吉田六丁目二七番一二号坂井ビル一〇三号

有限会社燈文社

清算人　河野　美幸

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

長崎県諫早市多良見町元釜一〇九番地二

合同会社ＫＴリビング

清算人　吉田　祐一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

沖縄県沖縄市宮里四丁目一三番一五号

ベアーズコート宮里サンライズ八〇三

合同会社Ｐｒｉｍａｖｅｒａ

清算人　上原　敦子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月十二日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字権現下二八番地

宗教法人大道教双葉教會

清算人　櫛田　啓

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

三重県鈴鹿市南江島町四番一五号

医療法人三和会

清算人　山口　元子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月二十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

熊本県上益城郡甲佐町大字緑町字中野二七五番地二〇

医療法人順和会

清算人　桃﨑　和彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月四日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

青森県むつ市中央一丁目一八番一号

医療法人顕仁会

清算人　田村千可子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十六日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

宮城県名取市増田二丁目二番二〇号

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

代表清算人　阿部　栄一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月七日山形地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

山形県上山市葉山一六七九番地

宗教法人末廣瀧不動明王

清算人　半田　稔

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

岡山県倉敷市中畝六丁目五番二八号

医療法人西松会

清算人　古川　博

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十一月二十七日開催の総会決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十五日

徳島県海部郡美波町志和岐字中ノ谷一六二番地一

農事組合法人志和岐養豚組合

清算人　濵口　修

第20期決算公告

令和７年12月16日

宮城県仙台市泉区明通一丁目１番地２

株式会社マイナビフットボールクラブ

代表取締役社長執行役員　篠田　和昭

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	244,912
	固定資産	33,150
	合計	278,062
負債及び純資産の部	流動負債	164,954
	固定負債	55,166
	株主資本	57,942
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,942
	その他利益剰余金	47,942
	（うち当期純利益）	(39,211)
	合計	278,062

第 23 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

東京都新宿区新宿四丁目１番６号
株式会社マーキュリースタッフィング
代表取締役　社長執行役員　齊藤　正貴

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	674,000	流動負債	346,814
固定資産	68,526	賞与引当金	18,900
		固定負債	83,783
		退職給付引当金	33,783
		株主資本	311,929
		資本金	50,000
		利益剰余金	261,929
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	249,429
		（うち当期純利益）	(30,750)
資産合計	**742,527**	**負債・純資産合計**	**742,527**

第 54 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 25 日　　東京都港区港南二丁目16番３号
株式会社マイナビＥｄｇｅ
代表取締役　加藤　靖之

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流動資産	4,969,549	流動負債	1,515,955
固定資産	669,924	（賞与引当金）	(732,670)
		固定負債	342,509
		（退職給付引当金）	(342,509)
		株主資本	3,781,009
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	3,681,009
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,668,509
		（うち当期純利益）	(772,238)
資産合計	**5,639,474**	**負債・純資産合計**	**5,639,474**

第36期決算公告

令和７年12月25日
東京都品川区北品川三丁目３番５号
株式会社ビジコンネクスト
代表取締役会長　根本　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,212,466
	固定資産	1,302,467
	合計	2,514,934
負債及び純資産の部	流動負債	286,412
	固定負債	259,210
	株主資本	1,884,154
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,834,154
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,831,654
	（うち当期純利益）	(380,959)
	評価・換算差額等	85,155
	合計	2,514,934

第６期決算公告

令和７年12月25日
茨城県石岡市柏原４番地２
OBARAエナジーコンポーネンツ株式会社
代表取締役社長　内藤　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,267,513
	固定資産	3,340,545
	合計	6,608,059
負債及び純資産の部	流動負債	4,626,106
	固定負債	350,002
	株主資本	1,631,951
	資本金	10,000
	資本剰余金	510,526
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	508,026
	利益剰余金	1,111,424
	その他利益剰余金	1,111,424
	（うち当期純利益）	(407,901)
	合計	6,608,059

第15期決算公告

令和７年12月25日
福島県西白河郡西郷村大字羽太字赤柴２番地18
株式会社グリーンウッドカントリークラブ
代表取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	65,662,700
	固定資産	29,589,247
	合計	95,251,947
負債及び純資産の部	流動負債	5,080,024
	株主資本	90,171,923
	資本金	11,500,000
	資本剰余金	27,419,861
	資本準備金	27,419,861
	利益剰余金	51,252,062
	その他利益剰余金	51,252,062
	（うち当期純利益）	(6,412,859)
	合計	95,251,947

第28期決算公告

令和７年12月25日
東京都新宿区喜久井町65番地
ウエルインベストメント株式会社
代表取締役社長　瀧口　匡

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	626,558
	固定資産	198,032
	資産合計	824,591
負債及び純資産の部	流動負債	50,761
	固定負債	31,250
	株主資本	742,579
	資本金	461,750
	利益剰余金	280,829
	利益準備金	115
	その他利益剰余金	280,714
	（うち当期純利益）	(52,220)
	負債・純資産合計	824,591

第12期決算公告

令和７年12月25日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目15番６号
ＶＯＲＴ代々木５階
株式会社エクスメディオ
代表取締役　澤田　敬嗣

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,327
	固定資産	3,136
	資産合計	91,464
負債及び純資産の部	流動負債	1,271,183
	固定負債	250,856
	株主資本	△1,430,576
	資本金	199,321
	資本剰余金	197,321
	資本準備金	197,321
	利益剰余金	△1,827,218
	その他利益剰余金	△1,827,218
	（うち当期純損失）	(258,188)
	負債・純資産合計	91,464

第２期決算公告

令和７年12月25日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
DUAL Japan株式会社
代表取締役　町田　尚隆

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,373
	資産合計	7,373
負債及び純資産の部	流動負債	290
	株主資本	7,083
	資本金	80,100
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△153,016
	その他利益剰余金	△153,016
	（うち当期純損失）	(80,030)
	負債・純資産合計	7,373

第９期決算公告

令和７年12月25日
新潟県長岡市西千手一丁目１番１号
株式会社アークＨ．Ｄ
代表取締役　上村健太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	347,268
	固定資産	277,816
	合計	625,084
負債及び純資産の部	流動負債	113,396
	固定負債	39,209
	株主資本	472,479
	資本金	7,000
	利益剰余金	465,479
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	463,729
	（うち当期純利益）	(354,902)
	合計	625,084

第11期決算公告

令和７年11月30日
横浜市港北区綱島東２丁目１－５
泉山ビル501
株式会社アクロセック
代表取締役　ディパオロ・ロベルト

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,180
	固定資産	250
	繰延資産	331
	資産合計	7,761
負債及び純資産の部	流動負債	253
	株主資本	7,508
	資本金	20,000
	利益剰余金	△12,492
	その他資本剰余金	△12,492
	（うち当期純損失）	(6,380)
	負債・純資産合計	7,761

第２期決算公告

令和７年12月25日
東京都渋谷区渋谷二丁目14番13号
岡崎ビル1008
ＢＵＤＤＩＣＡ・ＤＩＲＥＣＴ株式会社
代表取締役　中野　優作

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	163,637
	固定資産	1,754
	合計	165,391
負債及び純資産の部	流動負債	18,935
	固定負債	92,494
	株主資本	53,962
	資本金	54,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△45,038
	その他利益剰余金	△45,038
	（うち当期純損失）	(6,898)
	合計	165,391

第77期決算公告

令和７年12月24日
愛知県蒲郡市丸山町４番38号
株式会社金トビ志賀
代表取締役　志賀　重介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,109
	固定資産	1,905
	合計	3,014
負債及び純資産の部	流動負債	390
	固定負債	73
	株主資本	2,551
	資本金	48
	資本剰余金	49
	利益剰余金	2,454
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,439
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	3,014

第75期決算公告

令和７年12月25日
山梨県甲府市下石田二丁目20番10号
株式会社柳正堂書店
代表取締役社長　大塚　茂

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	345,373
	固定資産	102,280
	繰延資産	3,980
	合計	451,633
負債及び純資産の部	流動負債	191,247
	固定負債	48,600
	株主資本	211,786
	資本金	20,000
	利益剰余金	191,786
	その他利益剰余金	191,786
	（うち当期純利益）	(6,679)
	合計	451,633

第25期決算公告

令和７年12月25日
新潟県長岡市西千手一丁目１番１号
株式会社アテンド
代表取締役　鈴木　正秀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	154,614
	固定資産	241,131
	合計	395,745
負債及び純資産の部	流動負債	165,191
	株主資本	230,554
	資本金	12,000
	利益剰余金	218,555
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	215,555
	（うち当期純利益）	(129,331)
	合計	395,745

第７期決算公告

令和７年12月25日
福岡市中央区清川二丁目１番21号302
株式会社ＮＥＯ　ＦＵＫ
代表取締役　冨田　　祥

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,138
	固定資産	0
	資産合計	**23,138**
負純資産及びの部	流動負債	1,066
	株主資本	22,071
	資本金	9,990
	利益剰余金	18,331
	その他利益剰余金	18,331
	（うち当期純利益）	(3,502)
	自己株式	△6,249
	負債・純資産合計	**23,138**

第７期決算公告

令和７年12月25日
香川県高松市六条町187番地１
株式会社ＢＵＤＤＩＣＡ
代表取締役　中野　優作

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,126,682
	固定資産	979,529
	合計	**3,106,211**
負純資産及びの部	流動負債	2,104,117
	固定負債	754,230
	株主資本	247,864
	資本金	10,000
	利益剰余金	237,864
	その他利益剰余金	237,864
	（うち当期純利益）	(100,373)
	合計	**3,106,211**

第85期決算公告

2025年６月11日
和歌山市湊本町３丁目３番地
株式会社和歌山放送
代表取締役社長　中村　榮三

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	223
	固定資産	401
	合計	**624**
負純資産及びの部	流動負債	136
	固定負債	187
	株主資本	300
	資本金	100
	利益剰余金	200
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	175
	（うち当期純損失）	(29)
	合計	**624**

第４期決算公告

令和７年12月25日
東京都練馬区豊玉北二丁目25番３号
レジデンス豊玉ウエスト101
株式会社東京不動産管理
代表取締役　徳山　正一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,169
	固定資産	10
	資産合計	**1,179**
負純資産及びの部	流動負債	993
	株主資本	186
	資本金	1
	利益剰余金	185
	その他利益剰余金	185
	（うち当期純利益）	(462)
	負債・純資産合計	**1,179**

令和６年度決算公告

令和７年12月25日
茨城県猿島郡境町大字蛇池409番地
特定非営利活動法人メダカの会
代表理事　和田　澄子

貸借対照表の要旨
（令和７年４月１日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	79,761
	固定資産	61
	合計	**79,822**
負味債財及産びの正部	流動負債	0
	負債合計	**0**
	前期繰越正味財産	79,065
	当期正味財産増減額	757
	正味財産合計	**79,822**
	合計	**79,822**

第５期決算公告

令和７年12月25日
福岡県糸島市泊1450番地２
株式会社ＳＵＢＣＵＬＴＵＲＥ　ＵＮＩＴＥＤ
代表取締役　冨田　　祥

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,178
	固定資産	37,301
	資産合計	**123,480**
負純資産及びの部	流動負債	1,600
	株主資本	121,879
	資本金	1,000
	利益剰余金	120,879
	その他利益剰余金	120,879
	（うち当期純損失）	(324)
	負債・純資産合計	**123,480**

第10期決算公告

令和７年12月25日
東京都中央区八重洲二丁目２番１号
エムトラスト株式会社
代表取締役　松井　眞紀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,700,963
	固定資産	1,184,424
	資産合計	**18,885,388**
負純資産及びの部	流動負債	13,265,156
	賞与引当金	50,000
	その他	13,215,156
	固定負債	1,810,572
	株主資本	3,809,659
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,759,659
	その他利益剰余金	3,759,659
	（うち当期純利益）	(956,145)
	負債・純資産合計	**18,885,388**

第56期決算公告

令和７年12月25日
東京都江東区南砂四丁目13番１号
株式会社寺畑商会
代表取締役　寺畑　　聡

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	127,978
	固定資産	20,860
	合計	**148,838**
負純資産及びの部	流動負債	115,804
	株主資本	33,033
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,033
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	21,533
	（うち当期純利益）	(17,819)
	合計	**148,838**

第２期決算公告

令和７年11月20日
東京都渋谷区上原一丁目３番９号
インパクト・キャピタル株式会社
代表取締役　尾﨑　春梅

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,674
	固定資産	8,898
	資産合計	**95,573**
負純資産及びの部	流動負債	41,847
	負債合計	**41,847**
	株主資本	53,726
	資本金	2,000
	利益剰余金	51,726
	その他利益剰余金	51,726
	（うち当期純利益）	(56,178)
	純資産合計	**53,726**
	負債・純資産合計	**95,573**

第115期決算公告

令和７年12月25日
神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目10番１号
三光化学工業株式会社
取締役社長　椚瀬　　彰

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,064,010	流動負債	151,972
固定資産	152,542	固定負債	92,221
有形固定資産	105,580	**負債合計**	**244,193**
投資その他の資産	46,962	株主資本	2,950,198
		資本金	21,000
		利益剰余金	2,929,198
		利益準備金	5,250
		その他利益剰余金	2,923,948
		（うち当期純損失）	(55,581)
		評価・換算差額等	22,160
		純資産合計	**2,972,359**
資産合計	**3,216,553**	**負債・純資産合計**	**3,216,553**

第39期決算公告

令和７年12月25日
東京都千代田区一番町21番地
日本セイフティー株式会社
代表取締役　西田伸一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,937,058	流動負債	9,773,194
固定資産	21,511,168	固定負債	6,202,532
		株主資本	18,174,441
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,150,000
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	1,125,000
		利益剰余金	16,924,441
		その他利益剰余金	16,924,441
		（当期純利益）	(3,387,214)
		評価・換算差額等	298,058
資産合計	**34,448,226**	**負債・純資産合計**	**34,448,226**

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月23日　静岡県浜松市中央区細島町６番地の６
カワ清林京ビル306

西武金属株式会社

代表取締役　江口　勲

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	522,526	流動負債	273,700
固定資産	4,259	固定負債	180
		負債合計	273,880
		株主資本	252,905
		資本金	10,000
		利益剰余金	242,905
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	240,405
		純資産合計	252,905
資産合計	526,785	負債・純資産合計	526,785

（当期純利益　37,794）

第 89 期 決 算 公 告

2025年12月25日　富山県富山市掛尾町380番地

日本海冷蔵株式会社

代表取締役　山田　岩男

貸借対照表の要旨　（2025年10月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	263	流動負債	323
固定資産	729	固定負債	257
有形固定資産	662	負債合計	581
無形固定資産	10	株主資本	411
投資その他の資産	56	資本金	48
		資本剰余金	36
		資本準備金	36
		利益剰余金	327
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	315
		（うち当期純利益）	（208）
		純資産合計	411
資産合計	992	負債・純資産合計	992

第 12 期 決 算 公 告

令和７年12月25日　東京都新宿区下宮比町２番23号

イーピーエス株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,323,181	流動負債	8,151,683
固定資産	4,732,980	賞与引当金	2,722,734
		受注損失引当金	298,000
		固定負債	3,220,555
		退職給付引当金	1,203,931
		株主資本	14,683,923
		資本金	100,000
		資本剰余金	11,946,549
		資本準備金	1,853,027
		その他資本剰余金	10,093,522
		利益剰余金	2,637,373
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,612,373
		（うち当期純利益）	（2,386,736）
資産合計	26,056,162	負債・純資産合計	26,056,162

第 55 期 決 算 公 告

2025年12月25日　三重県度会郡度会町長原344番地

新三重精工株式会社

代表取締役　大竹　学

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,589	流動負債	39,822
固定資産	98,515	負債合計	39,822
		株主資本	71,282
		資本金	25,000
		資本剰余金	25
		その他資本剰余金	25
		利益剰余金	46,257
		その他利益剰余金	46,257
		（うち当期純損失）	（36,451）
		純資産合計	71,282
資産合計	111,104	負債・純資産合計	111,104

第 10 期 決 算 公 告

令和７年12月25日　東京都千代田区一ツ橋二丁目６番３号

株式会社マイナビ出版

代表取締役　角竹　輝紀

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,123,107	流動負債	569,897
固定資産	155,128	賞与引当金	44,746
		固定負債	125,848
		退職給付引当金	125,837
		株主資本	582,489
		資本金	50,000
		資本剰余金	764,723
		その他資本剰余金	764,723
		利益剰余金	△232,233
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	△244,733
		（うち当期純損失）	（118,334）
資産合計	1,278,236	負債・純資産合計	1,278,236

第 47 期 決 算 公 告

令和７年12月25日
東京都千代田区神田神保町二丁目23番地１

株式会社マイナビサポート

代表取締役　藤田　隆

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	679,604	流動負債	1,174,870
固定資産	1,115,775	賞与引当金	41,131
		固定負債	51,681
		退職給付引当金	40,314
		株主資本	568,827
		資本金	10,000
		資本剰余金	28,019
		資本準備金	28,019
		利益剰余金	530,807
		その他利益剰余金	530,807
		（うち当期純損失）	（20,498）
資産合計	1,795,379	負債・純資産合計	1,795,379

第 9 期 決 算 公 告

令和７年12月25日　東京都新宿区西新宿一丁目６番１号

株式会社マイナビワークス

代表取締役　河原　輝篤

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,637,690	流動負債	2,731,556
固定資産	900,819	賞与引当金	505,038
		固定負債	116,085
		退職給付引当金	116,075
		株主資本	1,690,868
		資本金	100,000
		資本剰余金	203,371
		その他資本剰余金	203,371
		利益剰余金	1,387,496
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,362,496
		（うち当期純利益）	（306,837）
資産合計	4,538,510	負債・純資産合計	4,538,510

第 10 期 決 算 公 告

令和７年12月25日　東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号

株式会社マイナビパートナーズ

代表取締役　藤本　雄

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	299,683	流動負債	246,722
固定資産	407,768	賞与引当金	110,723
		固定負債	51,731
		退職給付引当金	50,986
		株主資本	408,996
		資本金	10,000
		資本剰余金	23,884
		その他資本剰余金	23,884
		利益剰余金	375,112
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	372,612
		（うち当期純利益）	（178,558）
資産合計	707,451	負債・純資産合計	707,451

第 29 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 25 日　東京都新宿区西新宿三丁目６番４号
ＣＩＲＣＬＥＳ西新宿１階
アリスタ・フードソリューションズ・ジャパン株式会社
代表取締役　ボスジャン・ルービック

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,686,067	流動負債	667,388
固定資産	127,682	有給休暇引当金	20,696
繰延資産	112,843	固定負債	164,330
		退職給与引当金	164,330
		株主資本	2,094,873
		資本金	185,000
		利益剰余金	1,909,873
		利益準備金	46,250
		その他利益剰余金	1,863,623
		（うち当期純利益）	（536,357）
資産合計	2,926,593	負債・純資産合計	2,926,593

第 24 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 25 日　東京都江東区有明三丁目５番７号
株式会社毎日オークション
代表取締役　岡澤　利栄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,595,185	流動負債	721,285
固定資産	480,785	賞与引当金	70,949
		固定負債	62,192
		退職給付引当金	47,742
		株主資本	2,292,491
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,095
		資本準備金	8,095
		利益剰余金	2,184,396
		利益準備金	16,904
		その他利益剰余金	2,167,491
		（うち当期純利益）	（365,223）
資産合計	3,075,970	負債・純資産合計	3,075,970

第 8 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 25 日　大阪市北区梅田二丁目１番３号
株式会社刀
代表取締役　森岡　毅

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,754	流動負債	2,868
固定資産	17,453	（うち賞与引当金）	（50）
		固定負債	5,266
		（うち債務保証損失引当金）	（2,636）
		（うち事業損失引当金）	（2,034）
		株主資本	13,073
		資本金	99
		資本剰余金	17,903
		資本準備金	17,903
		利益剰余金	△ 4,929
		その他利益剰余金	△ 4,929
		（うち当期純損失）	（5,546）
資産合計	21,208	負債・純資産合計	21,208

第 26 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 28 日　静岡市葵区伝馬町５－４
株式会社駿河屋
代表取締役　杉山　綱重

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,032,652	流動負債	11,384,938
固定資産	3,668,852	固定負債	3,238,663
		負債合計	14,623,601
		株主資本	3,077,903
		資本金	45,000
		資本剰余金	1,613,445
		資本準備金	1,020,350
		その他資本剰余金	593,095
		利益剰余金	1,629,733
		その他利益剰余金	1,629,733
		（うち当期純利益）	（54,526）
		自己株式	△ 210,275
		純資産合計	3,077,903
資産合計	17,701,504	負債・純資産合計	17,701,504

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 25 日　東京都港区南青山五丁目14番７号
株式会社マイナビブリッジ
代表取締役　庄司　靖

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	26,778,552	流動負債	24,270,905
固定資産	769,044	固定負債	1,558,894
有形固定資産	4,321	負債合計	25,829,800
無形固定資産	1,407	株主資本	1,717,796
投資その他の資産	763,315	資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	1,647,796
		その他利益剰余金	1,647,796
		（うち当期純利益）	（705,499）
		純資産合計	1,717,796
資産合計	27,547,597	負債・純資産合計	27,547,597

第 90 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 25 日　北九州市小倉北区馬借３丁目６番42号
日本磁力選鉱株式会社
代表取締役　原田　信

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,028	流動負債	4,329
固定資産	16,398	固定負債	2,028
有形固定資産	13,740	株主資本	19,272
無形固定資産	64	資本金	448
投資その他の資産	2,593	資本剰余金	120
		資本準備金	120
		利益剰余金	18,828
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	18,716
		（うち当期純利益）	（672）
		自己株式	△126
		評価・換算差額等	797
資産合計	26,427	負債・純資産合計	26,427

第 31 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 25 日　東京都杉並区宮前一丁目15番13号
株式会社ホーク・ワン
代表取締役　大島　健人

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	103,943	流動負債	67,317
固定資産	2,927	賞与引当金	443
有形固定資産	1,103	完成工事補償引当金	62
無形固定資産	57	その他	66,806
投資その他の資産	1,766	固定負債	297
		負債合計	67,614
		株主資本	39,257
		資本金	101
		利益剰余金	39,156
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	39,130
		純資産合計	39,257
資産合計	106,871	負債・純資産合計	106,871

損益計算書の要旨
（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	163,982
売上原価	137,957
売上総利益	26,024
販売費及び一般管理費	10,783
営業利益	15,241
営業外収益	109
営業外費用	570
経常利益	14,780
特別利益	2
特別損失	19
税引前当期純利益	14,763
法人税、住民税及び事業税	4,476
法人税等調整額	△119
当期純利益	10,407

第 47 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 25 日
東京都台東区台東２丁目９番４号
ワセダ技研株式会社
代表取締役社長　赤熊　英次

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,710,384
	固定資産	252,184
	資産合計	1,962,568
負純債資及産びの部	流動負債	130,536
	固定負債	94,639
	株主資本	1,737,393
	資本金	51,840
	利益剰余金	1,707,393
	利益準備金	12,960
	その他利益剰余金	1,694,433
	（うち当期純利益）	（236,424）
	自己株式	△21,840
	負債・純資産合計	1,962,568

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社の住まい設計社（乙、住所北海道上川郡東川町三五八六番地三）の家具の制作販売事業等に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十八頁（号外第二六二号）
左記のとおりです。

（乙）令和七年十二月二十五日
北海道上川郡東川町三五八六番地三
株式会社エイチ・エイチ・エス
代表取締役　林　祥隆

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	176,265
	固定資産	59,357
	資産合計	235,622
負債及び純資産の部	流動負債	118,030
	固定負債	172,768
	株主資本	△55,176
	資本金	17,300
	利益剰余金	△72,476
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△72,576
	（うち当期純損失）	(2,458)
	負債・純資産合計	235,622

第７期決算公告　令和７年12月23日
東京都大田区平和島六丁目１番１号
京都フュージョニアリング株式会社
代表取締役　小西　哲之
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,769,456
	固定資産	2,382,270
	資産合計	15,151,726
負債及び純資産の部	流動負債	1,311,040
	固定負債	3,265,583
	株主資本	10,090,481
	資本金	100,000
	資本剰余金	16,162,952
	資本準備金	16,162,952
	利益剰余金	△6,172,470
	その他利益剰余金	△6,172,470
	（うち当期純損失）	(2,475,425)
	新株予約権	484,620
	負債・純資産合計	15,151,726

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社佐藤資産管理（住所　仙台市青葉区春日町六番一五号）に対して当社の株式の所有管理事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年12月25日
仙台市若林区卸町一丁目３番地の４
株式会社スキップ・ビート
代表取締役　佐藤　牧子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	129,180
	固定資産	917,340
	資産合計	1,046,521
負債及び純資産の部	流動負債	4,988
	固定負債	41,025
	株主資本	1,000,507
	資本金	10,000
	資本剰余金	16,010
	資本準備金	16,010
	利益剰余金	974,497
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	971,997
	（うち当期純利益）	(5,512)
	負債・純資産合計	1,046,521

第19期決算公告　令和７年12月25日
東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
株式会社毎日学術フォーラム
代表取締役　出戸英一郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	404,540
	固定資産	42,721
	資産合計	447,262
負債及び純資産の部	流動負債	83,296
	賞与引当金	17,179
	固定負債	11,243
	退職給付引当金	11,243
	株主資本	352,721
	資本金	10,000
	利益剰余金	342,721
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	340,221
	（うち当期純利益）	(75,905)
	負債・純資産合計	447,262

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日
福島県双葉郡楢葉町山田岡字仲丸一番地一一
株式会社芦口石材店
代表取締役　芦口　礼子

第38期決算公告
令和７年12月25日
福島県双葉郡楢葉町山田岡字仲丸１番地11
株式会社芦口石材店
代表取締役　芦口　礼子
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,466
	固定資産	50,265
	合計	67,732
負債及び純資産の部	流動負債	553
	固定負債	89,008
	株主資本	△21,829
	資本金	20,000
	利益剰余金	△41,829
	その他利益剰余金	△41,829
	（うち当期純損失）	(9,980)
	合計	67,732

第７期決算公告　令和７年12月25日
東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
株式会社マイナビグローバル
代表取締役　杠　元樹
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	394,145
	固定資産	327,671
	資産合計	721,816
負債及び純資産の部	流動負債	235,920
	賞与引当金	58,139
	固定負債	4,341
	退職給付引当金	4,336
	株主資本	481,554
	資本金	10,000
	利益剰余金	471,554
	その他利益剰余金	471,554
	（うち当期純利益）	(188,050)
	負債・純資産合計	721,816

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年12月25日
東京都港区南麻布五丁目３番五一号
株式会社ジャンティ
代表取締役　吉田　雅樹

第36期決算公告　令和７年12月25日
東京都港区南麻布五丁目３番51号
株式会社ジャンティ
代表取締役　吉田　雅樹
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,988
	固定資産	237,795
	合計	310,784
負債及び純資産の部	流動負債	114,476
	固定負債	34,500
	株主資本	161,807
	資本金	100,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	△3,192
	その他利益剰余金	△3,192
	（うち当期純利益）	(430)
	合計	310,784

第７期決算公告　令和７年12月25日
東京都新宿区新宿四丁目１番６号
株式会社マイナビナースケア
代表取締役　髙木　三愛
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	370,227
	固定資産	53,140
	資産合計	423,367
負債及び純資産の部	流動負債	342,275
	賞与引当金	26,446
	固定負債	615,888
	株主資本	△534,796
	資本金	50,000
	利益剰余金	△584,796
	その他利益剰余金	△584,796
	（うち当期純損失）	(20,094)
	負債・純資産合計	423,367

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社くりはま（住所　東京都江戸川区東葛西六丁目二番六号第二須三ビル三〇一号室）に対して当社の営む温浴施設事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

東京都江戸川区東葛西六丁目二番六号
第二須三ビル三〇一号室
ウイング興産株式会社
代表取締役　澤田　一彦

第36期決算公告

令和７年12月25日
東京都江戸川区東葛西六丁目２番６号
第二須三ビル301号室
ウイング興産株式会社
代表取締役　澤田　一彦

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	228,127
	固定資産	1,567,613
	合計	1,795,741
負債及び純資産の部	流動負債	2,213,071
	固定負債	7,209
	株主資本	△ 424,538
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 434,538
	その他利益剰余金	△ 434,538
	（うち当期純損失）	（100,366）
	合計	1,795,741

第５期決算公告

令和７年12月25日
東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号
株式会社マイナビＭ＆Ａ
代表取締役　西永　賢二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	28,205
	固定資産	17,856
	資産合計	46,062
負債及び純資産の部	流動負債	311,182
	賞与引当金	25,191
	固定負債	510,441
	退職給付引当金	3,219
	株主資本	△775,561
	資本金	100,000
	利益剰余金	△875,561
	その他利益剰余金	△875,561
	（うち当期純損失）	（302,194）
	負債・純資産合計	46,062

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万四千五百円減少し一千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地一
Eurus Therapeutics株式会社
代表取締役　能見　貴人

第４期決算公告

令和７年12月25日
神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地１
Eurus Therapeutics株式会社
代表取締役　能見　貴人

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	597,002
	固定資産	7,889
	合計	604,892
負債及び純資産の部	流動負債	4,319
	固定負債	251
	株主資本	600,320
	資本金	10,000
	資本剰余金	894,098
	資本準備金	894,098
	利益剰余金	△303,777
	その他利益剰余金	△303,777
	（うち当期純損失）	（135,691）
	合計	604,892

第36期決算公告

令和７年６月26日
東京都足立区梅島二丁目10番２号
株式会社セクテック
代表取締役　新井　公輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	342
	固定資産	4,788
	資産合計	5,130
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	907
	株主資本	4,153
	資本金	100
	資本剰余金	350
	その他資本剰余金	350
	利益剰余金	3,703
	利益準備金	113
	その他利益剰余金	3,590
	（うち当期純利益）	（115）
	負債・純資産合計	5,130

吸収分割公告

当社は吸収分割して、甲は乙の不動産賃貸管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

大阪府東大阪市横沼町三丁目３番７号
（甲）株式会社Tuu Asset Management
代表取締役　高畑　雅彦

大阪府東大阪市横沼町三丁目３番７号
（乙）株式会社高畑
代表取締役　高畑　雅彦

第73期決算公告

令和７年12月25日
大阪府東大阪市横沼町三丁目３番７号
株式会社髙畑
代表取締役　髙畑　雅彦

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	597,064
	固定資産	1,397,802
	資産合計	1,994,867
負債及び純資産の部	流動負債	102,654
	固定負債	78,861
	株主資本	1,813,351
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,871,625
	利益準備金	10,200
	その他利益剰余金	1,861,425
	（うち当期純利益）	（113,452）
	自己株式	△88,273
	負債・純資産合計	1,994,867

第11期決算公告

令和７年12月25日
東京都港区赤坂八丁目５番40号
ＦａｃｅＰｅｅｒ株式会社
代表取締役社長執行役員　大森　僚一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	56,589
	固定資産	11,208
	合計	67,797
負債及び純資産の部	流動負債	33,178
	株主資本	34,618
	資本金	129,900
	資本剰余金	127,500
	資本準備金	127,500
	利益剰余金	△ 222,781
	その他利益剰余金	△ 222,781
	（うち当期純利益）	（52,651）
	合計	67,797

第14期決算公告

令和７年12月25日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
株式会社オープンハウス・リアルエステート
代表取締役　福岡　良介

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98,473	流動負債	58,076
固定資産	2,417	賞与引当金	318
		その他	57,758
		固定負債	29,858
		株主資本	12,956
		資本金	101
		利益剰余金	12,855
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	12,830
資産合計	100,891	負債・純資産合計	100,891

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	189,083
売上原価	162,075
売上総利益	27,007
販売費及び一般管理費	8,198
営業利益	18,808
営業外収益	111
営業外費用	1,387
経常利益	17,532
特別損失	337
税引前当期純利益	17,194
法人税、住民税及び事業税	6,088
法人税等調整額	△950
当期純利益	12,056

第６期決算公告

令和７年12月11日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
New Hope Japan株式会社
代表取締役　イアン・マルコム・ウィリアムス

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	162,114
	固定資産	2,357
	合計	164,471
負債及び純資産の部	流動負債	84,364
	株主資本	80,107
	資本金	1
	利益剰余金	80,106
	その他利益剰余金	80,106
	（うち当期純利益）	（9,491）
	合計	164,471

第28期決算公告

令和７年12月25日
神奈川県横浜市戸塚区品濃町517－２
コナカエンタープライズ株式会社
代表取締役　水野　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	362
	固定資産	648
	合計	1,010
負債及び純資産の部	流動負債	621
	固定負債	672
	株主資本	△283
	資本金	95
	資本剰余金	45
	利益剰余金	△423
	（その他利益剰余金）	（△424）
	（うち当期純利益）	（102）
	合計	1,010

第26期決算公告

令和７年12月25日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役　福岡　良介

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	412,909	流動負債	330,647
固定資産	88,548	賞与引当金	1,679
		完成工事補償引当金	545
		その他	328,422
		固定負債	76,653
		株主資本	94,157
		資本金	101
		利益剰余金	94,056
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	94,030
資産合計	501,458	負債・純資産合計	501,458

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	452,365
売上原価	373,117
売上総利益	79,248
販売費及び一般管理費	29,946
営業利益	49,301
営業外収益	1,358
営業外費用	5,352
経常利益	45,307
税引前当期純利益	45,307
法人税、住民税及び事業税	14,204
法人税等調整額	△816
当期純利益	31,920

第16期決算公告

令和７年５月30日
静岡県磐田市鎌田1919番１
株式会社日本モラシス
代表取締役　松下　統

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,327
	固定資産	7,243
	資産合計	71,571
負債及び純資産の部	流動負債	38,168
	負債合計	38,168
	株主資本	33,402
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,402
	その他利益剰余金	23,402
	（うち当期純利益）	（4,662）
	純資産合計	33,402
	負債・純資産合計	71,571

第35期決算公告

令和７年12月25日　東京都中野区中野四丁目10番２号
株式会社オープンハウス・アーキテクト
代表取締役　長井　光夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,994	流動負債	25,092
固定資産	3,234	賞与引当金	495
		完成工事補償引当金	653
		工事損失引当金	129
		その他	23,813
		固定負債	178
		負債合計	25,270
		株主資本	21,958
		資本金	101
		利益剰余金	21,857
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	21,832
		純資産合計	21,958
資産合計	47,229	負債・純資産合計	47,229

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	105,612
売上原価	93,576
売上総利益	12,035
販売費及び一般管理費	5,800
営業利益	6,235
営業外収益	125
営業外費用	7
経常利益	6,353
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	6,353
法人税、住民税及び事業税	1,801
法人税等調整額	36
当期純利益	4,515

第５期決算公告

令和７年12月25日　東京都千代田区六番町４番地５
株式会社アートビート
代表取締役　森　三千男

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,943	流動負債	24,839
固定資産	7,318	負債合計	24,839
		株主資本	9,422
		資本金	129,537
		資本剰余金	120,537
		資本準備金	120,537
		利益剰余金	△240,651
		その他利益剰余金	△240,651
		（うち当期純損失）	（16,882）
		純資産合計	9,422
資産合計	34,262	負債・純資産合計	34,262

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千九百五十三万七千円、資本準備金の額を一億二千五十三万七千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月三日であり、株主総会の承認決議は令和七年十一月二十七日に終了しております。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日
東京都千代田区六番町四番地五
株式会社アートビート
代表取締役　森　三千男

第59期決算公告

令和７年12月25日
東京都品川区西五反田三丁目９番23号
富士フルーツ株式会社
代表取締役　中村　直也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	508,324	流動負債	128,270
固定資産	516,252	固定負債	13,285
		退職給付引当金	13,285
		株主資本	883,021
		資本金	240,000
		資本剰余金	28,800
		資本準備金	28,800
		利益剰余金	626,221
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	566,221
		（うち当期純利益）	（143,912）
		自己株式	△　12,000
資産合計	1,024,577	負債・純資産合計	1,024,577

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日
東京都品川区西五反田三丁目九番二三号
富士フルーツ株式会社
代表取締役　中村　直也

決　算　公　告

令和７年 12 月 25 日
大阪市中央区南船場一丁目４番11号
森興産株式会社
代表取締役　森　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	233,933
	固定資産	691,632
	合計	925,565
負純資産及び部	流動負債	25,245
	固定負債	88,000
	株主資本	812,320
	資本金	30,000
	利益剰余金	782,320
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	781,570
	（うち当期純利益）	(7,681)
	合計	925,565

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＪ＆ＡＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社（住所兵庫県西宮市柏堂西町一二―一〇）及びＹＯＳＨＵＧＬＯＢＡＬＩＮＤＵＳＴＲＹ株式会社（住所大阪市中央区南船場一丁目四番一一号）に対して新設分割計画書記載のとおりの事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日
大阪市中央区南船場一丁目四番一一号
代表取締役　森興産株式会社
森　隼人

第 134 期決算公告

令和７年12月25日
大阪市中央区本町一丁目７番７号
三露産業株式会社
代表取締役　大道　剛

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	802,542
	固定資産	34,497
	合計	837,039
負純資産及び部	流動負債	449,483
	固定負債	220,174
	株主資本	167,382
	資本金	35,000
	資本剰余金	3,196
	資本準備金	3,196
	利益剰余金	129,185
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	109,185
	（うち当期純利益）	(71,068)
	合計	837,039

第 47 期決算公告

令和７年 12 月 25 日
兵庫県尼崎市上坂部二丁目６番10号
株式会社中の島商会
代表取締役　熱田　敏広

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,807
	固定資産	532,605
	合計	597,412
負純資産及び部	流動負債	82,678
	固定負債	305,808
	株主資本	208,925
	資本金	20,000
	利益剰余金	188,925
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	183,925
	（うち当期純損失）	(17,287)
	合計	597,412

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書に定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）兵庫県尼崎市上坂部二丁目六番一〇号
株式会社ナカノシマエンジニアリング
代表取締役　山田　雄太

（乙）兵庫県尼崎市上坂部二丁目六番一〇号
株式会社中の島商会
代表取締役　熱田　敏広

令和七年十二月二十五日

（甲）左記のとおり確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

第 19 期決算公告

令和７年 12 月 25 日
福岡県糟屋郡新宮町大字相島765番５
株式会社ミキモト博多真珠養殖
代表取締役　小林　中

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	264,206
	固定資産	15,415
	合計	279,621
負純資産及び部	流動負債	14,247
	固定負債	14,605
	株主資本	250,769
	資本金	10,000
	利益剰余金	240,769
	その他利益剰余金	240,769
	（うち当期純利益）	(27,699)
	合計	279,621

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

（甲）群馬県太田市八幡町二七番七
社会福祉法人同仁会
理事長　穂積　照雄

（乙）群馬県桐生市境野町七丁目一七八八番一
社会福祉法人わたらせ会
理事長　穂積　照雄

甲の貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,765
	固定資産	5,061
	基本財産	3,651
	その他の固定資産	1,410
	合計	7,826
負純資産及び部	流動負債	355
	固定負債	546
	基本金	228
	国庫補助金等特別積立金	938
	その他の積立金	451
	次期繰越活動増減差額	5,308
	（うち当期活動増減差額）	(137)
	合計	7,826

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	109
	固定資産	660
	基本財産	536
	その他の固定資産	124
	合計	769
負純資産及び部	流動負債	29
	固定負債	79
	基本金	124
	国庫補助金等特別積立金	253
	その他の積立金	55
	次期繰越活動増減差額	229
	（うち当期活動増減差額）	(11)
	合計	769

第 31 期決算公告

令和７年12月25日
東京都台東区東上野二丁目18番４号
株式会社成和メディカルサービス
代表取締役　田辺　彰満

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,907
	固定資産	93,378
	資産合計	106,285
負純資産及び部	流動負債	7,928
	固定負債	27,087
	負債合計	35,015
	株主資本	71,270
	資本金	45,000
	利益剰余金	26,270
	その他利益剰余金	26,270
	（うち当期純利益）	(577)
	純資産合計	71,270
	負債・純資産合計	106,285

第 30 期決算公告

令和７年12月25日
東京都台東区東上野二丁目18番４号
第一樺澤ビル６階
日本テックス株式会社
代表取締役　田辺　彰満

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,566
	固定資産	70,450
	資産合計	167,016
負純資産及び部	流動負債	30,185
	負債合計	30,185
	株主資本	136,830
	資本金	20,000
	利益剰余金	116,830
	その他利益剰余金	116,830
	（うち当期純損失）	(3,230)
	純資産合計	136,830
	負債・純資産合計	167,016

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

（甲）東京都台東区東上野二丁目一八番四号
第一樺澤ビル六階
日本テックス株式会社
代表取締役　田辺　彰満

（乙）東京都台東区東上野二丁目一八番四号
株式会社成和メディカルサービス
代表取締役　田辺　彰満

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

東京都板橋区三園二丁目四番二号

（甲）株式会社Daiko Communications

代表取締役　飯島　正博

東京都板橋区三園二丁目四番二号

（乙）株式会社IandR

代表取締役　飯島　正博

第34期決算公告　令和７年12月25日

東京都板橋区三園二丁目４番２号

株式会社Daiko Communications

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,109,633
	固定資産	1,537,026
	合計	3,646,659
負純資産及び債の部	流動負債	1,025,824
	固定負債	39,000
	株主資本	2,581,835
	資本金	61,600
	資本剰余金	53,812
	資本準備金	13,752
	その他資本剰余金	40,060
	利益剰余金	2,466,422
	利益準備金	4,233
	その他利益剰余金	2,462,188
	（うち当期純利益）	(161,138)
	合計	3,646,659

第10期決算公告　令和７年12月25日

東京都板橋区三園二丁目４番２号

株式会社IandR

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,381
	固定資産	801,842
	合計	833,223
負純資産及び債の部	流動負債	119,904
	固定負債	330,194
	株主資本	383,125
	資本金	20,000
	資本剰余金	106,392
	その他資本剰余金	106,392
	利益剰余金	256,733
	その他利益剰余金	256,733
	（うち当期純利益）	(44,559)
	合計	833,223

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

埼玉県所沢市北野一丁目二七番地の一〇―Ｂ―二Ｆ

（甲）株式会社プレシャス

代表取締役　櫻井　良和

東京都墨田区菊川二丁目一番六号ラ・コスタ菊川二Ｆ

（乙）株式会社ｆｅｅｌ．

代表取締役　鳥山　美規

第13期決算公告　令和７年12月25日

埼玉県所沢市北野一丁目27番地の10―Ｂ―２Ｆ

株式会社プレシャス

代表取締役　櫻井　良和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,018
	固定資産	1,617
	資産合計	133,636
負純資産及び債の部	流動負債	80,137
	固定負債	91,755
	負債合計	171,892
	株主資本	△38,256
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,256
	その他利益剰余金	△48,256
	（うち当期純損失）	(20,561)
	純資産合計	△38,256
負債・純資産合計		133,636

第14期決算公告　令和７年12月25日

東京都墨田区菊川二丁目１番６号ラ・コスタ菊川２Ｆ

株式会社ｆｅｅｌ．

代表取締役　鳥山　美規

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,858
	固定資産	6,544
	資産合計	20,402
負純資産及び債の部	流動負債	58,843
	負債合計	58,843
	株主資本	△38,441
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,441
	その他利益剰余金	△48,441
	（うち当期純損失）	(4,938)
	純資産合計	△38,441
負債・純資産合計		20,402

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一四番四号

（甲）杉村株式会社

代表取締役　杉村友一郎

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一四番四号

（乙）株式会社バリエテキスタイル

代表取締役　杉村友一郎

第64期決算公告　令和７年12月25日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目14番４号

杉村株式会社

代表取締役　杉村友一郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,212,688
	固定資産	850,529
	資産合計	2,063,217
負純資産及び債の部	流動負債	781,688
	賞与引当金	40,000
	固定負債	117,233
	退職給与引当金	36,252
	株主資本	1,164,295
	資本金	76,500
	利益剰余金	1,087,795
	利益準備金	1,530
	その他利益剰余金	1,086,265
	（うち当期純利益）	(42,321)
	負債・純資産合計	2,063,217

第６期決算公告

令和７年12月25日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目14番４号

株式会社バリエテキスタイル

代表取締役　杉村友一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	199,353
	固定資産	5,124
	資産合計	204,477
負純資産及び債の部	流動負債	52,438
	株主資本	152,039
	資本金	10,000
	利益剰余金	142,039
	その他利益剰余金	142,039
	（うち当期純利益）	(16,284)
	負債・純資産合計	204,477

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

東京都港区芝三丁目四番一三号ＫＩＪビル

（甲）株式会社韓進インターナショナルジャパン

代表取締役　宋　鎭瑞

東京都台東区上野一丁目一〇番一二号商工中金第一生命ビル九階

（乙）アシアナスタッフサービス株式会社

代表取締役　金　祐弘

第32期決算公告　令和７年12月25日

東京都港区芝三丁目４番13号ＫＩＪビル

株式会社韓進インターナショナルジャパン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,787,656
	固定資産	2,550
	有形固定資産	508
	無形固定資産	148
	投資その他の資産	1,894
	繰延資産	688
	合計	1,790,894
負純資産及び債の部	流動負債	246,973
	株主資本	1,543,921
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,443,921
	その他利益剰余金	1,443,921
	（うち当期純利益）	(144,692)
	合計	1,790,894

第24期決算公告　令和７年12月25日

東京都台東区上野一丁目10番12号商工中金第一生命ビル９階

アシアナスタッフサービス株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,217
	固定資産	29,116
	合計	210,332
負純資産及び債の部	流動負債	89,465
	賞与引当金	6,205
	固定負債	12,067
	職員退職給付引当金	12,067
	株主資本	108,800
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,800
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	96,300
	（うち当期純利益）	(27,354)
	合計	210,332

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

静岡県掛川市千羽四〇三番地の二

（甲）カクシンホールディングス株式会社

代表取締役　稲積　哲平

静岡県掛川市青葉台二〇番二〇号

（乙）株式会社リク

代表取締役　稲積　哲平

第７期決算公告　　令和７年12月25日

静岡県掛川市青葉台20番20号

株式会社リク

代表取締役　稲積　哲平

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,724
	固定資産	123
	合計	103,847
負債及び純資産の部	流動負債	7,232
	株主資本	96,615
	資本金	5,000
	利益剰余金	91,615
	その他利益剰余金	91,615
	（うち当期純損失）	(7,192)
	合計	103,847

第６期決算公告　　令和７年12月25日

静岡県掛川市千羽403番地の２

カクシンホールディングス株式会社

代表取締役　稲積　哲平

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,804
	固定資産	3,784,430
	合計	3,829,235
負債及び純資産の部	流動負債	1,476,810
	固定負債	1,508,842
	株主資本	843,582
	資本金	1,000
	資本剰余金	637,187
	その他資本剰余金	637,187
	利益剰余金	205,395
	その他利益剰余金	205,395
	（うち当期純損失）	(74,954)
	合計	3,829,235

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

大阪市中央区今橋二丁目一番一〇号

（甲）ダイセンインベストメント株式会社

代表取締役　福田　昌隆

大阪市中央区今橋二丁目一番一〇号

（乙）日本セラウエイ株式会社

代表取締役　傳田　正則

第 32 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

大阪市中央区今橋二丁目１番10号

日本セラウエイ株式会社

代表取締役　傳田　正則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,973
	固定資産	100
	合計	53,073
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	53,073
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,073
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	42,673
	（うち当期純利益）	(369)
	合計	53,073

第 1 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

大阪市中央区今橋二丁目１番10号

ダイセンインベストメント株式会社

代表取締役　福田　昌隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,000
	固定資産	—
	合計	10,000
負債及び純資産の部	流動負債	360
	固定負債	—
	株主資本	9,639
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 360
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△ 360
	（うち当期純損失）	(360)
	合計	10,000

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

広島市南区比治山本町六番五号

（甲）株式会社三光電子製作所

代表取締役　森脇喜美代

京都府八幡市上奈良城垣内二二番地

（乙）株式会社パルステック

代表取締役　森脇喜美代

第 36 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

京都府八幡市上奈良城垣内22番地

株式会社パルステック

代表取締役　森脇喜美代

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	74,837
	固定資産	55,520
	合計	130,358
負債及び純資産の部	流動負債	20,673
	固定負債	80,750
	株主資本	28,934
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,934
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	16,434
	（うち当期純損失）	(40,727)
	合計	130,358

第 40 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

広島市南区比治山本町６番５号

株式会社三光電子製作所

代表取締役　森脇喜美代

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	154,995
	固定資産	4,804
	合計	159,800
負債及び純資産の部	流動負債	4,426
	固定負債	—
	株主資本	155,374
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,374
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	142,874
	（うち当期純利益）	(29,883)
	合計	159,800

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

山口県宇部市大字中野開作六七番地

（甲）フラワーブロスＴＭＳ株式会社

代表取締役　青木　淳一

山口県宇部市大字中野開作六七番地

（乙）株式会社タウンファーマシー

代表取締役　青木　淳一

第 21 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

山口県宇部市大字中野開作67番地

株式会社タウンファーマシー

代表取締役　青木　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,497
	資産合計	3,497
負債及び純資産の部	流動負債	1,507
	固定負債	10,012
	株主資本	△8,022
	資本金	3,000
	利益剰余金	△11,022
	その他利益剰余金	△11,022
	（うち当期純利益）	(10,939)
	負債・純資産合計	3,497

第 2 期 決 算 公 告

令和７年12月25日

山口県宇部市大字中野開作67番地

フラワーブロスＴＭＳ株式会社

代表取締役　青木　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,439,564
	固定資産	86,900
	資産合計	1,526,464
負債及び純資産の部	流動負債	662,110
	固定負債	24,950
	株主資本	839,404
	資本金	1,000
	利益剰余金	838,404
	その他利益剰余金	838,404
	（うち当期純利益）	(135,888)
	負債・純資産合計	1,526,464

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです

（乙）確定した最終事業年度はありません

令和七年十二月二十五日

埼玉県狭山市大字上赤坂六二〇番地の六

代表取締役　小野美　茂

埼玉県狭山市大字上赤坂六二〇番地の六

（甲）株式会社コノミ

代表取締役　小野美　茂

埼玉県狭山市大字上赤坂六二〇番地の六

（乙）エスオー株式会社

代表取締役　小野美　茂

第７期決算公告

令和７年12月25日

埼玉県狭山市大字上赤坂620番地の６

株式会社コノミ

代表取締役　小野美　茂

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	352,299
	固定資産	582,557
	合計	934,856
負純資債及産のび部	流動負債	152,257
	株主資本	782,598
	資本金	10
	資本剰余金	747,131
	その他資本剰余金	747,131
	利益剰余金	785,457
	その他利益剰余金	785,457
	（うち当期純利益）	(82,511)
	自己株式	△750,000
	合計	934,856

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億二千五百万円減少し、減少額全額を資本準備金にすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年十二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

愛媛県今治市高橋ふれあいの丘一番地三

今治里山スタジアム

株式会社今治．夢スポーツ

代表取締役　岡田　武史

第23期決算公告

令和７年12月25日

愛媛県今治市高橋ふれあいの丘１番地３

株式会社今治．夢スポーツ

代表取締役　岡田　武史

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	603,659
	固定資産	1,393,773
	合計	1,997,432
負純資債及産のび部	流動負債	300,565
	固定負債	300,000
	株主資本	1,396,867
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,638,119
	資本準備金	1,638,119
	利益剰余金	△291,252
	利益準備金	△291,252
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	1,997,432

第21期決算公告

令和７年12月25日

山形県山形市嶋北一丁目２番２号

株式会社ＭＯＶＩＥ　ＯＮ

代表取締役　吉村　和文

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	227,020
	固定資産	838,210
	合計	1,065,231
負純資債及産のび部	流動負債	121,620
	固定負債	1,407,195
	株主資本	△463,583
	資本金	157,000
	利益剰余金	△620,583
	その他利益剰余金	△620,583
	（うち当期純利益）	(639)
	合計	1,065,231

第10期決算公告

令和７年12月25日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号

株式会社ブレインスキャンテクノロジーズ

代表取締役社長　冨永　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,764
	合計	32,764
負純資債及産のび部	流動負債	79
	（賞与引当金）	(8)
	株主資本	32,685
	資本金	1,000
	利益剰余金	31,685
	その他利益剰余金	31,685
	（うち当期純損失）	(1,082)
	合計	32,764

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙の不動産賃貸管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び丙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりですが、乙は、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十五日

横浜市中区弁天通五丁目七〇番地

（甲）株式会社ハマット

代表取締役　佐々木啓之

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三二番地一八号

（乙）有限会社アシタバ

代表取締役　佐々木啓之

東京都港区南青山三丁目一八番九号

（丙）株式会社ティ・エム・エル

代表取締役　佐々木啓之

第67期決算公告

令和７年12月10日

富山県黒部市飯沢1077番地

第一建設株式会社

代表取締役　俣野　**隆**

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,888
	固定資産	439
	合計	4,327
負純資債及産のび部	流動負債	523
	固定負債	78
	株主資本	3,718
	資本金	40
	利益剰余金	3,678
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	3,668
	（うち当期純利益）	(225)
	評価・換算差額等	8
	合計	4,327

第14期決算公告

令和７年12月25日

京都府京都市伏見区深草フチ町14番地27

ベナート株式会社

代表取締役　福田　利一

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	261,889
	固定資産	916,811
	合計	1,178,700
負純資債及産のび部	流動負債	133,679
	固定負債	699,177
	株主資本	345,843
	資本金	90,000
	利益剰余金	255,843
	その他利益剰余金	255,843
	（うち当期純損失）	(73,813)
	合計	1,178,700

第28期決算公告

令和７年12月25日

東京都港区南青山三丁目18番９号

株式会社ティ・エム・エル

代表取締役　佐々木啓之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	485,572
	固定資産	7,697,967
	合計	8,183,540
負純資債及産のび部	流動負債	85,119
	固定負債	812,518
	株主資本	7,285,901
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,700
	資本準備金	7,700
	利益剰余金	7,268,201
	その他利益剰余金	7,268,201
	（うち当期純利益）	(629,561)
	合計	8,183,540

第35期決算公告

令和７年12月25日

横浜市中区弁天通五丁目70番地

株式会社ハマット

代表取締役　佐々木啓之

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	259,675
	固定資産	107,419
	合計	367,094
負純資債及産のび部	流動負債	19,198
	株主資本	347,896
	資本金	10,000
	利益剰余金	337,896
	その他利益剰余金	337,896
	（うち当期純利益）	(13,732)
	合計	367,094

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十八日
　掲載頁　一二六頁（号外第一六六号）

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

福島県郡山市朝日三丁目七番三五号
（甲）ゼビオ株式会社
代表取締役　諸橋　友良

福島県郡山市朝日三丁目七番三五号
（乙）クロステックスポーツ株式会社
代表取締役　村井　宏行

福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下一三三番地の一
（丙）クロステクノロジーラボ株式会社
代表取締役　村井　宏行

第46期決算公告

令和７年12月24日

東京都千代田区平河町一丁目２番10号
平河町第一生命ビル４Ｆ

株式会社三友システムアプレイザル

代表取締役　谷　秀千代

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,608,243
	固定資産	636,865
	資産合計	**2,245,108**
負債及び純資産の部	流動負債	441,763
	（うち賞与引当金）	(101,650)
	固定負債	385,235
	（うち役員退職慰労引当金）	(137,712)
	負債合計	**826,999**
	株主資本	1,418,109
	資本金	100,000
	資本剰余金	161,854
	資本準備金	161,854
	利益剰余金	1,356,235
	利益準備金	13,650
	その他利益剰余金	1,342,585
	（うち当期純利益）	(238,401)
	自己株式	△199,979
	純資産合計	**1,418,109**
	負債・純資産合計	**2,245,108**

第10期決算公告

令和７年12月25日
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字宮下133番地の１

クロステクノロジーラボ株式会社

代表取締役　村井　宏行

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,627
	固定資産	5,099
	資産合計	**26,727**
負純資産及び負債の部	流動負債	500,710
	固定負債	45,766
	負債合計	**546,476**
	株主資本	△519,749
	資本金	10,000
	利益剰余金	△529,749
	その他利益剰余金	△529,749
	（うち当期純損失）	(14,883)
	純資産合計	**△519,749**
	負債・純資産合計	**26,727**

第53期決算公告

令和７年12月25日
福島県郡山市朝日三丁目７番35号

クロステックスポーツ株式会社

代表取締役　村井　宏行

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	373,894
	固定資産	2,118
	資産合計	**376,013**
負純資産及び負債の部	流動負債	989,651
	（賞与引当金）	(33,897)
	負債合計	**989,651**
	株主資本	△613,637
	資本金	10,000
	利益剰余金	△623,637
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△626,137
	（うち当期純損失）	(143,035)
	純資産合計	**△613,637**
	負債・純資産合計	**376,013**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

東京都文京区本郷三丁目一三番三号
（甲）株式会社ループエース東京
代表取締役　矢﨑　裕一

東京都文京区本郷三丁目一三番三号
（乙）株式会社アクト・トレーディング
代表取締役　矢﨑　裕一

奈良県香芝市関屋北七丁目一八番二〇号
（丙）株式会社アルファ・テック
代表取締役　梅辻　華代

第32期決算公告

令和７年12月25日
東京都文京区本郷三丁目13番３号

株式会社ループエース東京

代表取締役　矢﨑　裕一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	168,827
	固定資産	31,850
	合計	**200,678**
負純資産及び負債の部	流動負債	7,638
	固定負債	67,136
	株主資本	125,903
	資本金	10,000
	利益剰余金	115,903
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	114,703
	（うち当期純利益）	(6,890)
	合計	**200,678**

第38期決算公告

令和７年12月25日
奈良県香芝市関屋北七丁目18番20号

株式会社アルファ・テック

代表取締役　梅辻　華代

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,792
	固定資産	1,241
	合計	**90,033**
負純資産及び負債の部	流動負債	29,037
	株主資本	60,996
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,996
	利益準備金	1,340
	その他利益剰余金	52,656
	（うち当期純利益）	(6,563)
	自己株式	△ 3,000
	合計	**90,033**

第31期決算公告

令和７年12月25日
東京都文京区本郷三丁目13番３号

株式会社アクト・トレーディング

代表取締役　矢﨑　裕一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	140,234
	固定資産	2,357
	合計	**142,591**
負純資産及び負債の部	流動負債	5,840
	固定負債	81,652
	株主資本	55,097
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,097
	利益準備金	1,150
	その他利益剰余金	43,947
	（うち当期純利益）	(3,416)
	合計	**142,591**

第９期決算公告

令和７年12月25日

大阪市北区梅田二丁目１番３号

株式会社刀

代表取締役　森岡　毅

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,242
	固定資産	16,239
	合計	**19,482**
負債及び純資産の部	流動負債	2,109
	（うち賞与引当金）	(70)
	固定負債	4,657
	（うち債務保証損失引当金）	(2,472)
	（うち事業損失引当金）	(1,148)
	株主資本	12,715
	資本金	99
	資本剰余金	18,853
	資本準備金	17,034
	その他資本剰余金	1,819
	利益剰余金	△ 6,237
	その他利益剰余金	△ 6,237
	（うち当期純損失）	(1,307)
	合計	**19,482**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　八十頁（号外第一二七号）

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

大阪市北区梅田二丁目五番四号

（甲）ｉｓ　ｍｙホーム株式会社

代表取締役　好村　陽平

和歌山市園部一四一一番地一

（乙）ｉｓ　ｍｙファーム株式会社

代表取締役　好村　陽平

和歌山市園部一四一一番地一

（丙）ｉｓ　ｍｙ不動産株式会社

代表取締役　好村　陽平

第３期決算公告

令和７年12月25日

東京都千代田区永田町２―17―17

アイオス永田町521

一般社団法人文学フリマ事務局

代表理事　山﨑　梨恵

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,292
	固定資産	543
	合計	42,835
負味債財及産びの正部	流動負債	28,239
	固定負債	—
	負債合計	28,239
	基金	—
	指定正味財産	—
	一般正味財産	14,596
	正味財産合計	14,596
	合計	42,835

第４期決算公告

令和７年12月25日

和歌山市園部1411番地１

ｉｓ　ｍｙファーム株式会社

代表取締役　好村　陽平

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,151
	繰延資産	75
	合計	7,226
負純債資及産びの部	流動負債	531
	株主資本	6,695
	資本金	7,000
	利益剰余金	△305
	その他利益剰余金	△305
	（うち当期純利益）	(652)
	合計	7,226

第８期決算公告

令和７年12月25日

和歌山市園部1411番地１

ｉｓ　ｍｙ不動産株式会社

代表取締役　好村　陽平

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,109
	固定資産	8,253
	合計	58,362
負純債資及産びの部	流動負債	28,004
	固定負債	35,710
	株主資本	△5,352
	資本金	9,000
	利益剰余金	△14,352
	その他利益剰余金	△14,352
	（うち当期純損失）	(2,668)
	合計	58,362

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千七百七十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町五一七番地

株式会社ロマンス小杉

代表取締役　小杉源一郎

第81期決算公告

令和７年12月25日

京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町517番地

株式会社ロマンス小杉

代表取締役　小杉源一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,888
	固定資産	1,778
	資産合計	3,666
負債及び純資産の部	流動負債	1,791
	固定負債	450
	（役員退職慰労引当金）	(10)
	負債合計	2,242
	株主資本	1,415
	資本金	347
	利益剰余金	1,186
	利益準備金	86
	その他利益剰余金	1,099
	（うち当期純損失）	(225)
	自己株式	△118
	評価・換算差額等	9
	その他有価証券評価差額金	9
	純資産合計	1,424
	負債・純資産合計	3,666

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することに致しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

大阪市中央区南船場一丁目一六番二〇号

ムラキビルディング四階

（甲）三登商事株式会社

代表取締役　左成　勝男

大阪府和泉市阪本町二四五番地の一

（乙）サントスリッター株式会社

代表取締役　左成　勝男

第13期決算公告

令和７年12月25日

大阪府和泉市阪本町245番地の１

サントスリッター株式会社

代表取締役　左成　勝男

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,129
	合計	2,129
負純債資及産びの部	流動負債	5,576
	株主資本	△3,447
	資本金	300
	利益剰余金	△3,747
	その他利益剰余金	△3,747
	（うち当期純損失）	(1,962)
	合計	2,129

第45期決算公告

令和７年12月25日

大阪市中央区南船場一丁目16番20号

ムラキビルディング４階

三登商事株式会社

代表取締役　左成　勝男

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	303,169
	固定資産	48,874
	繰延資産	357
	合計	352,402
負純債資及産びの部	流動負債	31,685
	株主資本	320,716
	資本金	20,000
	利益剰余金	320,716
	利益準備金	5,000
	別途積立金	10,000
	繰越利益剰余金	305,716
	（うち当期純利益）	(9,619)
	自己株式	△20,000
	合計	352,402

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

大分市王子中町八番四〇号

（甲）株式会社里美苑

代表取締役　末松　朱美

大分市王子中町八番四〇号

（乙）株式会社Ｐｌａｃｅ　Ｏｆ　Ｒｅｂｉｒｔｈ

代表取締役　末松　朱美

第２期決算公告

令和７年12月25日

大分市王子中町８番40号

株式会社Place Of Rebirth

代表取締役　末松　朱美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,768
	固定資産	49,308
	繰延資産	6,584
	合計	57,660
負純資産債及のび部	流動負債	20,148
	固定負債	55,808
	株主資本	△18,296
	資本金	1,000
	利益剰余金	△19,296
	その他利益剰余金	△19,296
	（うち当期純損失）	(9,708)
	合計	57,660

第60期決算公告

令和７年12月25日

大分市王子中町８番40号

株式会社里美苑

代表取締役　末松　朱美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,763
	固定資産	125,194
	合計	176,957
負純資産債及のび部	流動負債	51,361
	固定負債	167,432
	株主資本	△41,836
	資本金	3,000
	利益剰余金	△44,836
	その他利益剰余金	△44,836
	（うち当期純利益）	(8,760)
	合計	176,957

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理賃貸事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十五日

千葉県船橋市前原西二丁目三二番八号

（甲）ＯＣホールディングス株式会社

代表取締役　塚田　和徳

東京都葛飾区新小岩四丁目四四番一六号

（乙）株式会社ビルドプロ

代表取締役　塚田　和徳

第14期決算公告

令和７年12月25日

東京都葛飾区新小岩四丁目44番16号

株式会社ビルドプロ

代表取締役　塚田　和徳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	869,080
	固定資産	529,073
	合計	1,398,154
負純資産債及のび部	流動負債	634,947
	固定負債	423,366
	株主資本	339,840
	資本金	30,000
	資本剰余金	800
	資本準備金	800
	利益剰余金	309,040
	その他利益剰余金	309,040
	（うち当期純利益）	(99,727)
	合計	1,398,154

第１期決算公告

令和７年12月25日

千葉県船橋市前原西二丁目32番８号

ＯＣホールディングス株式会社

代表取締役　塚田　和徳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	固定資産	13,384
	合計	13,384
負純資産債及のび部	流動負債	307
	株主資本	13,076
	資本金	4,000
	資本剰余金	9,384
	資本準備金	9,384
	利益剰余金	△307
	その他利益剰余金	△307
	（うち当期純損失）	(307)
	合計	13,384

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十五日

千葉市中央区富士見二丁目一七番一六号

（甲）株式会社読売千葉広告社

代表取締役　宮野　哲郎

千葉市中央区富士見二丁目一八番一一号

（乙）株式会社三広

代表取締役　宮野　哲郎

千葉市中央区富士見二丁目一七番二号

（丙）株式会社千葉産商

代表取締役　宮野　哲郎

千葉県柏市泉町六番六一号

（丁）株式会社津田沼産商

代表取締役　宮野　哲郎

第49期決算公告

令和７年12月25日

千葉市中央区富士見二丁目17番16号

株式会社読売千葉広告社

代表取締役　宮野　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	200,560
	固定資産	76,052
	合計	276,613
負純資産債及のび部	流動負債	59,910
	株主資本	216,702
	資本金	10,000
	利益剰余金	206,702
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	202,202
	（うち当期純損失）	(42,085)
	合計	276,613

第47期決算公告

令和７年12月25日

千葉県柏市泉町６番61号

株式会社津田沼産商

代表取締役　宮野　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,821
	固定資産	463,403
	合計	505,224
負純資産債及のび部	流動負債	3,328
	固定負債	151,643
	株主資本	350,252
	資本金	100,000
	利益剰余金	406,073
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	404,673
	（うち当期純利益）	(2,749)
	自己株式	△155,821
	合計	505,224

第46期決算公告

令和７年12月25日

千葉市中央区富士見二丁目17番２号

株式会社千葉産商

代表取締役　宮野　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	113,525
	固定資産	725,870
	合計	839,395
負純資産債及のび部	流動負債	26,221
	株主資本	813,173
	資本金	23,000
	利益剰余金	805,659
	利益準備金	7,040
	その他利益剰余金	798,619
	（うち当期純利益）	(5,159)
	自己株式	△15,485
	合計	839,395

第61期決算公告

令和７年12月25日

千葉市中央区富士見二丁目18番11号

株式会社三広

代表取締役　宮野　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,868
	固定資産	734,002
	合計	866,871
負純資産債及のび部	流動負債	25,162
	株主資本	841,708
	資本金	13,000
	利益剰余金	974,887
	利益準備金	85,300
	その他利益剰余金	889,587
	（うち当期純損失）	(9,589)
	自己株式	△146,179
	合計	866,871